

〔資料〕

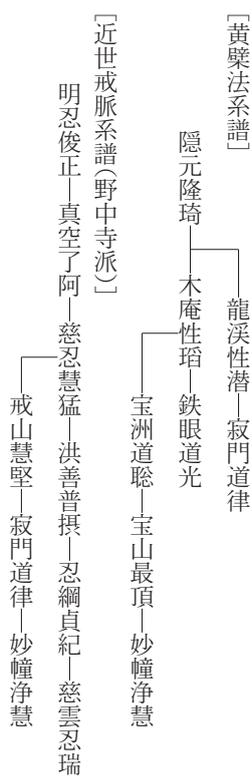
妙幢淨慧撰『戒法隨身記』^{三歸章}上『懺悔通用』翻刻と解題(一)

藤谷厚生・大久保美玲・関口靜雄

【解題】妙幢淨慧と戒律復興について

本書『戒法隨身記』三巻は、黄檗僧である妙幢淨慧(一七一五)が貞享四年(一六八七)に刊行した近世戒律復興の先駆として極めて重要な書籍といえるものである。本書の内容、特徴についてふれる前に、妙幢律師の近世戒律復興の流れに於ける当時の周辺事情について若干述べてみたい。この時期、我が国の仏教界には四分律を中心とした僧制刷新の戒律復興の趨勢が起り、特に真言律を中心とした西明寺・野中寺・神鳳寺の律の三僧坊が創設され戒律復興の機運が高まったのであった。さらに隠元禪師来朝によって宇治に黄檗山萬福寺が開創されることにより、大きな仏教復興の転機がこれに相乗することとなったのである。

妙幢律師は、こういった時代的な背景のもと、恐らく慶安の頃(一六五〇年頃)に、彦根に出生したのであると私は考えている。十五歳前後に京都に遊学し儒者である松永昌易に学び、二十四歳で出家し黄檗宗の宝山和尚に受業する。後に鉄眼禪師に随従して勉学に励むが、志を扶律に転じて、黄檗の律匠である寂門律師を依止師として戒律を修学したのである。ここで、妙幢律師の法脈・戒脈をまとめるならば、次のようになる。



律師の師匠である宝山和尚、さらにその師である宝洲禪師は、形式上は木庵禪師よりの嗣法となるのであるが、実際は鉄眼禪師の高弟であり、鉄眼師の仏教復興事業であった黄檗版大蔵経開版に参画した門人でもあった。特に宝山和尚(一六四五―一七二八)は、近江や駿河を教化し、近江小松寺や延命寺を薫し、慈眼院を開き、更には駿河白岩寺、豊運寺までも開創した活動家であり、当時「法華の宝山」と世に称された法華経精通の学匠でもあった。また妙幢律師が依止した寂門律師(一六五一―一七三〇)は、近江正明寺などに住した黄檗宗の律僧で、龍溪禪師の高弟である。この龍溪師は、もと臨済宗妙心寺の住僧であり、隠元禪師を妙心寺へ招聘しようとした禅律推進派の僧として知られている。さらに寂門律師が依止し、菩薩戒を受けた野中寺戒山慧堅(一六四九―一七〇四)は、もと黄檗僧であり鉄眼禪師の直弟子であった。戒山師は慶安二年(一六四九)に筑後久留米に生まれるが、寛文五年(一六六五)十七歳の時、千光寺で鉄眼禪師の起信論の講義を聞き、直ちに発心しその場で鉄眼師により受業の弟子となり随従したのである。その後、律学の志を立て京都に出て、桃水雲溪の勧めにより、巖松院の慈忍慧猛に師事し菩薩戒を受ける。後に慈忍律師に随って野中寺に転住し、寛文十年(一六七〇)十二月には慈忍律師により受具して、貞享二年(一六八五)に湖東安養寺の中興開山として迎えられている。実は戒山律師と妙幢律師は、当時仏教復興に尽力していた鉄眼禪師に随従した同門の先輩後輩関係に当たるのである。しかも戒山師と寂門師は年齢差もわずか二歳であり、恐らくは妙幢律師もほぼ同年代の後輩的な関係ではなかったかと推測する。寂門律師には著作として『念仏修法略記』・『八斎戒略記』一巻があり、その末尾には木庵、独湛、高泉、月潭と言った

黄檗僧の「贈答の詩偈」が所載されている。その中に「賀住法輪山 妙幢和尚」の七言絶句の詩があり、寂門律師が近江日野の正明寺に晋山した時に贈ったものであるうか、両者の交友の深さが見てとれる。また戒山律師は、元禄二年（一六八九）に『律苑僧宝伝』を刊行するのであるが、この書籍は中国・日本の律僧三六一名の伝記を蒐集し、十五巻に編した大著であり、この書には隠元門下の南源、高泉の両禅師の序文が寄せられている。この『律苑僧宝伝』が上梓されることにより、戒山慧堅は当代きつての律匠として世に知られることとなり、翌三年には梵網菩薩戒を分かりやすく唱導するため、和語（仮名交じり草書体版）で編集せられた『梵網戒迪蒙』を発刊している。これまでの戒律書は、すべて漢文で書かれ、和語で書かれるのはこの頃としては極めて珍しいのであり、『梵網戒迪蒙』の後文にこの書は「童蒙の輩をして、仏種を継がし、聖位に登らしめんとするなり。」とあるように、子供でも戒律が理解できるという意図をもってこれが撰述されたという訳である。

しかし、こういった和語として江戸時代に刊行された戒律書の最初の典籍として挙げられるべきものは、実はこの『戒法隨身記』なのである。しかも、この書の序には、「其れ、之を和語に綴ることは、本と童蒙の為にすればなり。」と、やはり子供でも理解できる意図をもって撰述せられたことが、明確に示されている。

『戒法隨身記』が刊行されたのは、貞享四年（一六八七）の正月であり、『律苑僧宝伝』の二年前、『梵網戒迪蒙』の三年前となる。この『戒法隨身記』の草稿は、貞享三年の晩夏から十二月には完成したと推測される。この頃、戒山律師は近江栗東の安養寺におり、また同年西海から帰った妙幢律師は夏安居には、近江平坂の小松寺あたりに恐らく居たであろうから、両者に直接の親しい交流なり、寂門律師を介しての繋がりがあられるならば、当然戒山律師が刊行された『戒法隨身記』を目にして大いに刺激を受け、その後『梵網戒迪蒙』の撰述に及んだことは、想像に難くないのである。

さて、次に本書の内容、特徴について些か言及してみたい。『戒法隨身記』三巻は、貞享四年（一六八七）正月に刊行され、当初の版元は京都錦小路新町にあった丁字屋の永田長兵衛となっている。どういいう経緯があったかは分からぬが、後年（天明以降か？）には京都寺町三条下ルにあった

向松堂の著屋宗八に版權が移り増刷刊行され、江戸時代を通して広く市中に出回った仏教書（戒律書）でもある。上巻が三帰章、中巻が五戒章、下巻が八斎戒章となっており、三帰戒・五戒・八斎戒の意味内容、受持の功德などについての詳述がなされている。この三帰戒・五戒・八斎戒は言わば、在家の優婆塞、優婆夷の受持すべき戒律であり、また出家する形同沙弥が受持すべきものでもあり、言わば仏教徒になるため最も基本の戒律といえるものである。

ところで、この時代には黄檗宗における授戒会が盛んに行われ、広く僧俗を問わず戒律の普及がなされたのであった。これは「黄檗宗三壇戒会」と呼ばれるもので、初の三壇戒会は隠元禅師が戒和尚となり、寛文三年（一六六三）十一月一日から八日間、仏成道会に因んで行われ、萬福寺ではこの時、僧俗合わせての受者が数百人に及び、盛大に授戒会が行われたのであった。その後も黄檗では、木庵禅師が戒師となり寛文五年、寛文十年、延宝五年（一六七七）に、また慧林禅師が戒師となり延宝八年（一六八〇）九月に行われた三壇戒会には、受者が五百人を超えたとされ、さらには独湛禅師が戒師となり貞享二年（一六八五）、元禄三年（一六九〇）にも行われたとされる。

このように、この『戒法隨身記』が上梓された貞享四年（一六八七）前後には黄檗宗における三壇戒会の戒律普及の動きが明確に見られるのである。しかも、三壇戒会の初壇は沙彌戒（三帰戒、五戒、八戒、沙彌十戒法）、次壇は比丘戒（二百五十戒法）、三壇は菩薩大戒（菩薩十重四十八輕戒法）を授けるものであり、平僧（黒衣の僧）は出家剃髪の時、初壇の沙彌戒を師匠から授かり、二壇および三壇は黄檗山で授けるのが決まりとなっていた。つまり、『戒法隨身記』の内容となる三帰章、五戒章、八斎戒章は初壇の沙彌十戒法を除いた内容であり、通常、授戒の砌には戒師が説戒（授けるべき戒律についての戒相の説明）をせねばならぬ訳で、この書の内容が授戒をするべき時の説戒書（戒律解説本）としての意味を持っていることは、極めて重要といえる。特に、この三帰章の序の末尾に、「貞享三歳次柔兆攝提格僧自恣日 求化幻人淨慧稽首百拜述」とあり、「柔兆攝提」とは太歳紀年による干支「丙寅」を意味し、「僧自恣日」とは雨安居が明ける七月十五日の結制開けの自恣（布薩）を指しており、安居の期間は通常律院

(律僧坊)では、戒律に関する聖教類を読み学ぶ習わしがあるので、この書の内容は妙幢律師自身が、安居で弟子等に戒律の講説をした講義録であった可能性は大いにあり得よう。ともあれ、この書は妙幢律師が戒律普及を目指し、より分かり易い和語で戒律を解説するマニュアル本としてこれを著述したという意図が、ここに伺い知れるのである。

さて、『戒法隨身記』上巻・三歸章序では、論語に説かれる「三畏」を仏教の「三歸戒」に対応させて、三歸依の重要性を説き律師自らの論が展開される訳である。また、法には「世法」と「出世の法」とがあり、「三綱五常」を説く儒教は「世法」(世間の法)であり、仏教は「世出世の法」(世間法と出世間法)を得る道と判じ、「孔子を指して小人と」することは、「出世大聖の妙法を侮る」ことにもなると、仏教と儒教の教えを敢えて対立させることなく、自らの儒仏一致(融合)の立場を明確にしていることは重要であろう。この事は、その著『儒釈雜記』十八巻にある如く、妙幢律師が嘗て十五歳頃に、京都に遊学し儒者松永昌易に学んだ事に因るのであろう。この松永昌易(一六一九―一六八〇)は、藤原惺高の門人で林羅山と肩を並べた松永昌三(尺五)の継嗣である。当時京都堀川にあった講習堂は門弟その数五千と言われるほど、京都で最も栄えた儒塾であった。律師はこの松永門下に学び薫陶を受けた事から、儒仏一致の立場をその著に宣明しているのは大いに頷けることであり、この点は後に正法律を提唱した慈雲尊者が、堀川の古義堂で学んだことで、その思想に儒仏一致の立場を採ることと軌を一にしているとも言える。

上巻「三歸章序」以下は、その目録にある如く、「一 三歸の名義の事」から始まり、「廿一 三寶に背けば罪をうる叟」まで二十一の小節に分けて三歸、三寶に纏わる種々の意義を詳説し、最後に付録として「五辛の名義の事」を述べて上巻を終えている。特に上巻「一 三歸の名義の事」では、「夫三歸戒といつば。佛道に入の初門にして。苦海^ウわたるの舟航なり。」とあるように、三歸戒は仏道の入門であり、すべての善法・悟りの根本であると判じている。またここでは三寶について、同体三寶、別相(別体)三寶など五つの種があるとして、かなりの紙幅を以て詳細に三寶に帰依することの重要性が説かれているが、これは管見ではあるが、鈴木正三の『万民徳用』を意識してのことであろうと思われる。近世仏教思想

の中で三寶の重要性を初めて和語として力説したのは鈴木正三であった。正三の著籍『万民徳用』が寛文元年(一六六一)に刊行され、広く読まれた経緯があるが、この著には「三寶徳用」「修行之念願」など正三独自の主張が述べられている。特に「三寶徳用」では、三寶の功德、帰依することの有用性が説かれており、今後の課題として正三の思想的影響をふまえて本書との関係性を捉える必要性をここに問題提起しておきたい。

また「九 三歸を受に種々功德ある事」では、三歸の功德(不思議瑞祥・神通力・昇天・三惡道を免れるなど)が述べられ、更に十善戒・八齋戒を受ければ、功德が相乗することも説かれている。「十四 畜生等にも三皈十戒等を授べき事」では、「汝等衆生ことごとく、三歸十戒をうくべし。牛馬猪羊の類を見ても。となへて云べし。」とある如く、大乘の衆生救済という観点に立って、畜生(動物)にも授戒を勧めている点は、従来に見られない妙幢律師特有の戒律観と見られるが、この書が刊行された貞享の頃は、所謂「生類憐れみの令」が幕府政策として敷衍された時期であり、こういった社会状況の背景もふまえて、このような戒律解釈がなされていることは、特筆すべきことであろう。更に「十九 一皈をうくるといふの事」「二十 三皈の守護神の事」「廿一 三寶に背けば罪をうる叟」などでは、三歸は三つ合して受戒するものでり、分受は不可とされる。また三歸を受持するものは、法護神の守護が得られ、三歸(三寶)に違背すれば、三惡道に墜ちるなどの特色も述べられ、聖道門のみならず浄土門でも三寶を念ずることを重視すると力説している。最後に付録の「五辛の名義の事」では、仏道を修行するものは必ず五辛(避けること)をたもつべき事として、かなりの紙幅を割いて五辛酒肉を食さないことを説き、出家のみならず在家に対しても強調するところに、妙幢律師が極めて持戒堅固な律僧であったことが伺い知れるのである。(藤谷)

〔参考文献〕

- ・黄檗僧 妙幢浄慧とその戒律論書について」拙稿「四天王寺大学紀要・人文社会学部第五十号所載・二〇一〇年九月」
- ・近世戒律復興と野中寺律僧坊」拙稿『印度学仏教学研究』五九巻一号所収・二〇一〇年十二月」

〔解題〕『戒法隨身記』における引用典籍について(上)

近江出身の黄檗僧である妙幢淨慧(一七二五)が撰述した『戒法隨身記』は、上巻「三帰章」、中巻「五戒章」、下巻「八斎戒章」の全三巻より成り、貞享四年(一六八七)正月にまとめて刊行された。上巻の序に「其_レ綴_ルハ之_ヲ和語_ニ者。本_ト爲_ス童蒙_ノ也。」とあるように、三巻を通して、戒を受け、保つことの重要性を、「童蒙」にも分かりやすく「和語」で説いた戒法の入門書である。これまで本書に関しては、西田耕三氏「近世の僧と文学―妙は唯その人に存す¹⁾」によって淨慧の生涯における本書の位置づけなどについて、また藤谷厚生氏「黄檗僧妙幢淨慧とその戒律論書について²⁾」によって近世戒律復興運動における本書の意義について研究がなされていく貴重だが、広く研究が行われてはいないようである。それは本文を容易に見ることができないのが一因であろう。藤谷氏が一部を翻刻紹介されているが、全文の翻刻紹介はないので、本書の利用は版本を見る機のある者に限られている。今回、宮島コレクション所蔵本を底本として三巻全文の翻刻を行った所以である。

翻刻作業を進めるうちに特に目を惹かれたのは引用が極めて多いことだ。淨慧には多数の著作があつて、それらには数多くの聖教・典籍から縦横無尽の引用があり、時にそれについて淨慧が注釈を加えていたりする。本書においては特にそれが顕著で、本文のほとんどが聖教・典籍の引用で成り立っている印象さえ受けるほどである。そこで本稿では『戒法隨身記』上巻において淨慧が依拠した聖教・典籍の引用文献について触れておきたい。

※

『戒法隨身記』上巻「三帰章」で引用されている聖教・典籍の書目を一覽してみた「表1」。その数、実に六十一件に上る。引用書目のほとんどは「大正新脩大藏經」に収載されているが、未収載の書目が八件ある。それらを調べてみると、うち三件すなわち「58五辛報應經」は『法苑珠林』に見え、「24優鉢祇王經」は『法苑珠林』「釈氏要覽」両書に、「55五辛經」は『梵網戒本疏日珠鈔』に見えた。しかし残る五件「8華嚴の鈔(華嚴經疏鈔)」「26沙弥戒律儀」「27智旭の見聞録」「51聖徳太子十七憲法」「57浄土宗要」は、淨慧の引用したテキストが明らかではない。

「妙幢和尚略伝⁵⁾」によると淨慧は「鉄眼光和尚に随うて、楞嚴、維摩、法華の三經を研究し、年を経て省悟あり。」とある。鉄眼は黄檗版大藏經を刊行した黄檗僧である。刊行にあたっては全国各地を行脚し勸進にあたり、西田耕三氏は「妙幢の師は、鉄眼の弟子で、生国である薩州を教化しており、(淨慧は)その縁もあつて鉄眼版一切經の勸請にあつたといふのである⁶⁾」と指摘している。つまり、鉄眼の縁で淨慧も大藏經に深く親しんでいたことは間違いない、大藏經から膨大な知識を得、著作に反映させたのであろう。また、当時刊行されていた『法苑珠林』や『釈氏要覽』の和刻本がテキストになつていて可能性も考えられる。『法苑珠林』は、唐の道世によつて編まれた現代でいう仏教百科事典のようなもので、数多の聖教・典籍の引用などにより仏教の思想や事柄について解説している。そこには大藏經に所収されている聖教・典籍はもちろん、疑似經とされるものや道經の諸書、中国における雑書等も少なくなく、現存しないものも含まれている⁸⁾。一方、『釈氏要覽』は宋の道誠の著で、初學者のために仏教文献中に現れる用語や歴史上の出来事などについて注解したものである。もし、淨慧が『法苑珠林』や『釈氏要覽』を参照していた場合、大藏經所収の聖教・典籍からの引用とされている箇所も、『法苑珠林』や『釈氏要覽』から引用している可能性も考えられる。

そこで、上巻に登場する引用文が、示されている聖教・典籍の中に存在するかどうか、つまり示されている通りの聖教・典籍から引用されているのかどうかを調査した⁹⁾。その結果、『梵網經』『優婆塞戒經』『十輪經』『阿弥陀經』『華嚴經』などには『戒法隨身記』の引用文と内容が一致する部分が見られた。しかし、それ以外の大部分は淨慧が明記している聖教・典籍よりも、『法苑珠林』や『釈氏要覽』、『梵網戒本疏日珠鈔』などにおいて一致する内容がみられた。実際に『戒法隨身記』の本文には「今_{こゝ}に述_ぶる_ル處_ハ。釋_ノ氏_ノ要覽_ニ列_ス心_ヲと_ル耳_」。(上05ウ)や、「法苑珠林に毗尼母論_ニ引_クて云_フ」(上22ウ)というように、『法苑珠林』や『釈氏要覽』からの引用を明記している箇所もあるが、それ以外の部分も『法苑珠林』や『釈氏要覽』から多く引用している可能性が高い。特に上巻「一 三歸の名義の事 附三寶に五種等の差別ある事」「二 佛の字註釋の事」「三 法の字意義の事」「四 僧の字訓釋の事」「八 佛法前後の了簡の事」は『釈氏要

覽』、「五 佛を禮拜するに七種の次第ある事 附禮拜に十種の功德ある事」「六 法をバ敬べき事 附純善雜善の事」「七 僧をハ輕しむべからざる事 并に出家の功德の事」「九 三歸を受に種々功德ある事 附毘多尊者馬鳴大士并に魔を降伏する事」「十 三歸を受法の事」「十一 三歸に五種の義ある事」「十二 三歸に一切の法おさめつくす事」「十三 懷妊の女人必三皈をうくべき事」「十六 人の為に代て三歸を受に成不成の支」「十七 三皈を唱ふるに正しかるべき支」「二十 皈の守護神の事」では『法苑珠林』を典拠としている可能性が高い引用文が多い。七章・九章・十章・二十章においては各文献の引用の順番や引用箇所まで『法苑珠林』に記されている内容と一致しており、『法苑珠林』からの引用であると断定してよいだろう。

一方、淨慧が引用元として明記している書目から一致する内容が確認できた『梵網經』『優婆塞戒經』『十輪經』『阿彌陀經』『華嚴經』などに関しては、『釈氏要覽』『法苑珠林』などに一致する部分はなく、直接引用と考えて間違いないであろう。これらは、根本經典として、僧が身近に接していると考えられる經典であり、淨慧も比較的容易に参照できたことが推察できる。

※

淨慧は『法苑珠林』や『釈氏要覽』から多く引用していることが確認できたが、次に気になるのが、淨慧がどのテキストを底本としたかということだ。先に述べたように、淨慧は鉄眼の縁で大藏經に深く親しんでいたと考えられ、『黄檗版大藏經』を参照したと考えるのが妥当かとも思われるが、一方当時は『法苑珠林』や『釈氏要覽』の和刻本も世間に流布していた。黄檗版大藏經と和刻本、そして『戒法隨身記』の比較を行いたいところだが、現在「黄檗版大藏經」は容易に閲覧することができないため、『釈氏要覽』と『法苑珠林』の和刻本と『戒法隨身記』の比較を行ってみたい。

例えば、「二 佛の字註釋の事」における引用文と和刻本『釈氏要覽』の該当する部分を比較してみる（傍線筆者）。

『戒法隨身記』（上06オ・ウ）

二 佛とハ。釋氏要覽に云。梵語にハ佛陀。或ハ浮圖或ハ部多。又ハ母駄。又ハ沒陀と云。皆是五天竺の都と鄙との言の遠也。翻譯して覺とす。覺とハ。覺とよめり所謂自覺。他を覺しめ。覺と行と。共に圓滿して。かくる處なきを。佛とハ云。般若燈論に云。いかんぞ佛と名づく。一切の法にをいて顛倒せず。眞實に覺了。このゆへに。佛と名づくると云。又菩薩本行經に云。佛とハ。諸の惡。ながく盡て。一切の善。普會。又諸の垢を離。萬の欲。都めつし。六度の行躰極なく。皆悉くまんじ終り。而して。善巧方便をもつて。時に隨て教化し。大神通力備り。身ハ紫金色にして。三十二相。八十種好。具足し。六通清徹して。兼て無窮を知。却て無極を見る。現在にもしらざる處なく三達通に鑒。かくのごときの徳あり。故に佛といへり。

寛永十年版『釈氏要覽』¹⁰（中巻24オ・ウ）

佛寶 梵語ニハ佛陀或ハ云フ浮屠ト。或ハ云フ母駄ト或ハ沒陀。皆是五天竺ニ語ノ楚夏也。並ニ譯シテ爲レ覺ト。所謂ル自覺覺他。覺行圓滿。今略シテ稱レ佛ト也。般若燈論ニ云何シテ名佛ト於一切ノ法ニ。不レ顛倒也。眞實ニ覺了ス。故ニ名佛ト。又云。於ニ無體ノ法中ニ。覺了シテ無餘。諸法平等ニ覺ル。故ニ名佛ト。○菩薩本行經ニ云。佛ト者諸惡永々盡キ。諸善普ク會ス。無ク復テ衆垢。諸欲都滅。六度ノ無極。皆悉ク滿シ畢ル。以テ權方便一。隨時ニ教化シ。有テ大神力。身紫金色ニシテ。三十二相。八十種好ニシテ。六通清徹シテ。前知ルコト無窮。却テ觀ルコト無極。現在ニ摩レ所レ不知ラ。三達通ニ鑒ム有ニ如此ノ徳。故ニ號レ佛ト也。

【参考】大正新脩大藏經所収『釈氏要覽』

佛寶 梵語佛陀或云浮屠。或云部多。或云母駄或沒陀。皆是五天竺語楚夏也。並譯爲覺。所謂自覺覺他覺行圓滿。今略稱佛也。般若燈論云何名佛於一切法。不顛倒。眞實覺了。故名佛。又云。於無體法中。覺了無餘。諸法平等覺。故名爲佛。菩薩本行經云。佛者諸惡永盡。諸善普會。無復衆垢。諸欲都滅。六度無極。皆悉滿畢。以權方便。隨時教化。有大神力。身紫金色。三十二相。八十種好。六通清徹。前知無窮。却觀無極。現在靡所不知。三達遐鑒有如此徳。故號佛也。

『戒法隨身記』では『三』の導入部分では『釈氏要覽』から引いていることが明記されているが、続く『般若燈論』『菩薩本行經』からは直接各經典から引用を行っているように見える。しかし、引用の順番や内容から『三』は全て『釈氏要覽』の「佛寶」の項から引いていることが分かる。なお、黄檗版大藏經に『釈氏要覽』の所収は確認できず、淨慧が比較的容易に参照できたと考えられる和刻本『釈氏要覽』を底本としていると推察される。次に「七 僧をハ輕しむべからざる事 并に出家の功德の事」と和刻本『法苑珠林』で内容が重なる部分を比較する(傍線筆者)。

『戒法隨身記』(上15オ・ウ)

禰譬喻經に云。道俗相そむくハ。自然の數なり。道の樂処ハ。俗の嫌處。俗の喜処ハ。道の賤する處なりといへり。又付法藏經に云。若又人ありて。他の出家せんとするを妨なば。此人の罪報。常に惡道に墮。極めて苦痛をうけて後人と生るゝとも。生ながら。盲目なるべし。此ゆへに。智慧あるものハ。人の出家せんとするを見てハ。勤て方便し。すゝめて成就せしむべしといへり。又出家功德經に説給へるを。畧して此をしるさば。毗舍離城に。一の王子有。鞞羅羨那となつ。佛の教に依て。臨終に一日出家して。淨戒を持つ。此因縁により。命おはりて。四天王に生じ。北方毗沙門天子と生れ。壽命五百歳(以下略)

寛文九年版『法苑珠林』(卷第三十一入道篇引證部3ウ―6ウ)

又禰譬喻經ニ云(中略)道俗相反クハ。自然ノ之數ノ道ノ所レ樂ハ。俗ノ所レ惡ム。俗ノ所レ珍トスル。道ノ所レ賤シスル(中略)又付法藏經ニ云(中略)若シ復有レテ人障ヘハ。他ノ出家ヲ此ノ人ノ罪報常ニ在テ惡道ニ受テ極苦痛ヲ無シ得レト。解脱ニ惡道ノ罪畢。若シ生セハ人中ニ生首ニシテ無シ目是ノ故ニ智者若シ見テ有レテ人欲ルヲ出家セシト者應ニ勤メ方便ノ勸テ令ム成就ニ勿レ作。留難ニ又出家功德經ニ云昔シ佛在世ノ時佛與ニ阿難一入リ毘舍離城ニ時到テ乞食シタマフ有リ一王子一字ヲ鞞羅羨那ト(中略)求佛ニ出家シ一日一夜修持淨戒一即便命終シ生シ四天王ニ爲リ北天王毘沙門ノ子ト與ニ諸ノ姪女ニ受テ五欲ノ樂ヲ極メ天ノ之壽ヲ滿テ五百歳ヲ(以下略)

【参考】大正新脩大藏經所収『法苑珠林』

又禰譬喻經云(中略)道俗相反自然之數。道之所樂俗之所惡。俗之所珍道之所賤。(中略)又付法藏經云(中略)若復有人障他出家。此人罪報常在惡道。受極苦痛無得解脱。惡道罪畢若生人中生盲無目。是故智者。若見有人欲出家者。應勸方便勸佐令成。勿作留難又出家功德經云。昔佛在世時。佛與阿難入毘舍離城。時到乞食。有一王子。字鞞羅羨那。(中略)求佛出家。一日一夜修持淨戒。即便命終生四天王。爲北天王毘沙門子。與諸姪女受五欲樂。極天之壽滿五百歳。(以下略)

右記の通り、『戒法隨身記』では『禰譬喻經』『付法藏經』『出家功德經』からそれぞれ引用しているように見えるが、引用の順番や内容から『法苑珠林』の入道篇引證部から引いていることが分かる。特に分かりやすいのは『禰譬喻經』の「禰」の字の表記方法で、大正新脩大藏經をはじめ一般的には『禰譬喻經』と表記するが、『戒法隨身記』・和刻本『法苑珠林』ともに『禰譬喻經』としており、淨慧が和刻本『法苑珠林』を底本としている可能性が高いことが見えてくる。なお、和刻本『法苑珠林』は、黄檗版大藏經の底本である可能性が高いことが本井牧子氏により指摘されている。黄檗版大藏經の底本は万曆版大藏經(嘉興藏)であることが知られているが、同氏によると寛文和刻本と黄檗版大藏經所収『法苑珠林』は、全編にわたり返り点、仮名訓が一致するという。寛文和刻版は万曆版大藏經所収『法苑珠林』を底本とし寛文九年(一六六九)に刊行、黄檗版大藏經は寛文九年に刊行が始まり天和元年(一六八二)に完成している。年代はほぼ同時期であり、どちらが先か判断は難しいが、黄檗版の底本が万曆版大藏經だけではないということは様々な研究で明らかになっている。そのうち松永知海氏によると、黄檗版には万曆版大藏經に入蔵されていないものや淨嚴(一六三九―一七〇三)の要請による典籍が含まれ、改版・改刻も行われていることが判明している。その中には、既に和刻本として世に流布されていたものを底本としたものがあり(町版)、さらに版式も異なる「異版」も含まれるという。異版は時代が降るにつれて万曆版大藏經の覆刻本に改版された。昭和三十六年(一九六二)に印造が完了した「中央研究院傳斯年図書館蔵黄檗版大藏經」所収の『法苑珠林』が「異版」でないことは、

會谷佳光氏の詳細な報告¹⁵で明らかだが、かといって黄檗版『法苑珠林』が和刻本を底本としていないとは断定はできない。つまり、本井氏の指摘通り、黄檗版大藏經所収『法苑珠林』の底本が、和刻本『法苑珠林』だった場合、先に指摘した「襟」の字の表記方法が黄檗版でも同様であると考えられ、淨慧が参照したテキストが和刻版か黄檗版か判断が難しくなると言える。黄檗版を実見すれば分かる点も多いと思われるが、黄檗版は現在閲覧することが容易ではない。機に恵まれるのを待ちたい。また、淨慧がどの『法苑珠林』テキストを底本としたかについては、彼の膨大な手記である『儒釈雜記』にも何か手掛かりがあるかもしれない。引き続き調査を継続したい。中巻・下巻においても引用文献について同様に調査し、随時報告を行いたい。(大久保)

【謝辞】 本稿調査にあたっては、黄檗文化研究所(萬福寺文華殿) 田中智誠様より多くのご教示をいただきました。ここに謹んで御礼申し上げます。

【注】

- 1 西田耕三氏『近世の僧と文学―妙は唯その人に存す』ペリかん社、二〇一〇
- 2 藤谷厚生氏「黄檗僧 妙幢淨慧とその戒律論書について」(『四天王寺大学紀要』五十号、二〇一〇年九月)
- 3 藤谷厚生氏「黄檗僧 妙幢淨慧とその戒律論書について」(『四天王寺大学紀要』五十号、二〇一〇年九月) 所収
- 4 「SAT大正新脩大藏經テキストデータベース」(<http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/>)を使用し、引用文の内容と一致するテキストを調査した。
- 5 妙幢淨慧著『十善戒法論』(享和三年版) 第一巻巻頭所収。藤谷厚生氏「黄檗僧 妙幢淨慧とその戒律論書について」(『四天王寺大学紀要』五十号、二〇一〇年九月) に翻刻文が掲載されている。
- 6 西田耕三氏『近世の僧と文学―妙は唯その人に存す』ペリかん社、二〇一〇、三十二頁
- 7 『法苑珠林』は寛文九年(一六六九)と同十二年(一六七二)に、『釈氏要覽』は寛永十年(一六三三)に和刻本が刊行されている。
- 8 水野弘元氏(ほか)編著『仏典解題事典』第二版 春秋社、一九七七
- 9 調査には「SAT大正新脩大藏經テキストデータベース」(<http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/>)を使用した。『戒法隨身記』は和文であり、大藏經は漢

文で記されているため引用文と典拠元のテキストが完全に一致することはない。そのため、引用文中のキーワードとなる漢字の固有名詞や仏教用語をいくつかピックアップして、検索を行った。また、淨慧が参照した可能性がある黄檗版大藏經と、今回使用する大正新脩大藏經は、収録されている聖教・典籍の文面が必ずしも一致するとは考えないが、固有名詞や仏教用語の表記方法は大きく異なることはないかと仮定し、あくまでも調査の導入として「SAT大正新脩大藏經テキストデータベース」を使用した。

- 10 翻刻にあたっては、国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」で公開されているカリフォルニア大学バークレー校東亜図書館所蔵本の画像データを参照した。(<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100151724/viewer/104>)
- 11 松永知海氏「索引(後水尾法皇下賜正明寺蔵初刷『黄檗版大藏經』目録)(一切経の歴史的研究)」(『佛教大学総合研究所紀要』二〇〇四(別冊三)、二〇〇四年十二月)、會谷佳光氏「中央研究院傳斯年図書館蔵黄檗版大藏經目録」(『東洋文庫書報』二〇一〇年三月)にて『釈氏要覽』が所収されていないことを確認した。
- 12 翻刻にあたっては、国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」で公開されている国文学研究資料館所蔵本の画像データを参照した。(<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/200016832/viewer/762>)
- 13 本井牧子氏『法苑珠林』寛文和刻本とその周辺―深草元政・慈忍日孝を中心に』(『文芸論叢』七十二号、二〇〇九年三月)
- 14 大槻幹郎氏「黄檗版大藏經の原本について」(大槻幹郎・松永知海編『影印黄檗版大藏經刊記集』思文閣出版、一九九四)
- 15 松永知海氏「黄檗版大藏經」の募縁刊記再考」(『印度學仏教學研究』第四十二巻第二号、一九九四)
- 16 松永知海氏「解題(後水尾法皇下賜正明寺蔵初刷『黄檗版大藏經』目録)(一切経の歴史的研究)」(『佛教大学総合研究所紀要』二〇〇四(別冊三)、二〇〇四年十二月)

會谷佳光氏「中央研究院傳斯年図書館蔵黄檗版大藏經目録」(『東洋文庫書報』二〇一〇年三月)では、各經典の版式について明記しており、黄檗版大藏經の版式とは異なる版式を持つ經典には「異版」と記されている。本目録中での『法苑珠林』は「異版」の記述はなく、黄檗版大藏經の版式であることが分かる。『儒釈雜記』全七十二巻は晩年の宝永四年(一七〇七)から享保九年(一七二四)までに手記され、写本が国会図書館と筑波大学図書館に所蔵されている。自身の生涯についてや書物の抜き書き、自作の詩など様々なが記されている。

No.	書名	正式書名(大正新脩大藏經所載書目番号)	著者	大正新脩大藏經所収部	回数
1	心地觀經	大乘本生心地觀經 (0159)	般若譯	本緣部	2
2	優婆塞戒經	優婆塞戒經 (1488)	曇無讖譯	律部	5
3	寶性論	究竟一乘寶性 (1611)	勒那摩提譯	瑜伽部	
4	僧護經	仏説因縁僧護經 (0749)	—	諸宗部	
5	大乘義章	大乘義章 (1851)	慧遠述	經疏部	
6	玄賛	妙法蓮華經玄賛 (1723)	窺基撰	經疏部	
7	帰敬儀	釋門帰敬儀 (1896)	道宣述	諸宗部	
8	華嚴の鈔	華嚴經疏鈔 (一)	—	—	
9	釋氏要覽	釋氏要覽 (2127)	道誠集	事彙部・外教部・目錄部	3
10	薩婆多論	薩婆多毘尼毘婆沙 (1440)	—	律部	6
11	般若燈論	般若燈論釋 (1566)	清弁著	中觀部・瑜伽部	2
12	菩薩本行經	佛説菩薩本行經 (0155)	—	本緣部	
13	法苑珠林	法苑珠林 (2122)	道世撰	事彙部・外教部・目錄部	5
14	智度論	大智度論 (1506)	鳩摩羅什譯	釋經論部	4
15	法華經	妙法蓮華經 (0262)	鳩摩羅什譯	法華部・華嚴部	
16	業報差別經	佛爲首迦長者説業報差別經 (0080)	瞿曇法智譯	阿含部	
17	増一阿含經	増一阿含經 (0125)	瞿曇僧伽提婆譯	阿含部	
18	金剛三昧經	金剛三昧經 (0273)	—	法華部・華嚴部	
19	觀佛三昧經	觀仏三昧海經 (0643)	佛陀跋陀羅譯	經集部	
20	涅槃經	大般涅槃經 (0374)	曇無讖譯	寶積部・涅槃部	2
21	寶積經	大宝積經 (0310)	菩提流志譯	寶積部・涅槃部	
22	隨願往生經	灌頂隨願往生十方淨土經 (1331『佛説灌頂七萬二千神王護比丘呪經』所収)	帛戸梨蜜多羅譯	密教部	
23	本願經	地藏菩薩本願經 (0412)	實叉難陀譯	大集部	
24	優鉢祇王經	—	—	—	
25	梵網經	梵網經 (1484)	鳩摩羅什譯	律部	3
26	沙弥戒律儀	—	—	—	
27	智旭の見聞録	梵室偶談 附見聞録か? (一)	智旭撰 果海録	—	
28	禰譬喩經	雜譬喩經 (0204)	支婁迦讖譯	本緣部	
29	付法藏經	付法藏因縁伝 (2058)	吉迦夜譯 曇曜譯	史傳部	
30	出家功德經	佛説出家功德經 (0707)	—	經集部	
31	大縁經	大縁方便經 (0001『長阿含經』所収)	佛陀耶舎譯 竺佛念譯	阿含部	
32	佛藏經	佛藏經 (1653)	鳩摩羅什譯	經集部	
33	大集經	大方等大集經 (0397)	曇無讖譯	大集部	2
34	十輪經	大乘大集地藏十輪經 (0411)	玄奘譯	大集部	
35	梵網經の古迹	梵網經古迹 (1815)	太賢集	律疏・論疏部	
36	賢愚經	賢愚經 (0202)	慧覺譯	本緣部	
37	報恩經	大方便仏報恩經 (0156)	—	本緣部	
38	希有校量功德經	佛説希有校量功德經 (0690)	闍那崛多譯	經集部	
39	善生經	善生經 (0001『長阿含經』所収)	—	阿含部	
40	法句喩經	法句譬喩經 (0211)	法炬譯 法立譯	本緣部	
41	舊集比喩經	舊雜譬喩經 (0206)	康僧會譯	本緣部	

No.	書名	正式書名(大正新脩大藏經所載書目番号)	著者	大正新脩大藏經所収部	回数
42	阿育王經	阿育王經(2043)	僧伽婆羅譯	史傳部	
43	處胎經	菩薩從兜術天降神母胎說廣普經(0384)	竺佛念譯	寶積部・涅槃部	
44	悲華經	悲華經(0157)	曇無讖譯	本緣部	
45	正法念處經	正法念處經(0721)	瞿曇般若流支譯	經集部	
46	毗尼母論	毘尼母經か?(1463)	—	律部	
47	觀經	佛說觀無量壽佛經(0365)	曇良耶舍譯	寶積部・涅槃部	
48	善見論	善見律毘婆沙(1462)	僧伽跋陀羅譯	律部	
49	七佛經	佛說七佛經(0002)	法天譯	阿含部	
50	灌頂經	佛說灌頂七萬二千神王護比丘呪經(1331)	帛尸梨蜜多羅譯	密教部	
51	聖徳太子十七憲法	十七條憲法(一)	聖徳太子制定	—	
52	阿彌陀經	佛說阿彌陀經(0366)	鳩摩羅什譯	寶積部・涅槃部	
53	華嚴經	大方廣佛華嚴經(0278)	佛馱跋陀羅譯	法華部・華嚴部	
54	楞伽經	入楞伽經(0671)	菩提流支譯	經集部	2
55	五辛經	—	—	—	
56	楞嚴經	大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經(0945)	般刺蜜帝譯	密教部	
57	浄土宗要	西宗要(一)	聖光述	—	
58	五辛報應經	—	—	—	
59	僧祇律	摩訶僧祇律(1425)	佛陀跋陀羅譯 法顯譯	律部	
60	十誦律	十誦律(1435)	弗若多羅譯 羅什譯	律部	
61	五分律	彌沙塞部和醯五分律(1421)	佛陀什譯 竺道生譯	律部	

付録 つべき事	五辛の名義の事 并に佛道修行するものハ必五辛をた	法苑珠林、梵網戒本疏、日珠鈔、佛祖統記
廿一	三寶に背けば罪をうる事 并に極樂の風樹等も行者に三寶を念せしむる事	優婆塞戒經
二十	三皈の守護神の事	法苑珠林
十九	一皈をうくるといふの事	薩婆多論
十八	三皈の優婆塞の事	優婆塞戒經
十七	三皈を唱ふるに正しかるべき事	法苑珠林
十六	人の為に代て三皈を受に成不成の事	法苑珠林
十五	乞者に三歸齋戒等を授べき事	優婆塞戒經
十四	畜生等にも三皈十戒等を授べき事	梵網經
十三	懷妊の女人必三皈をうくべき事	法苑珠林
十二	三歸に一切の法おさめつくす事	法苑珠林
十一	三歸に五種の義ある事	法苑珠林
十	三歸を受法の事	法苑珠林
九	三歸を受に種々功德ある事 附 龜多尊者馬鳴大士并に魔を降伏する事	法苑珠林
八	佛法前後の了簡の事	釈氏要覽
七	僧をハ輕しむべからざる事 并に出家の功德の事	法苑珠林
六	法をバ敬べき事 附 純善雜善の事	法苑珠林
五	佛を禮拜するに七種の次第ある事 附 禮拜に十種の功德ある事	法苑珠林
四	僧の字訓釋の事	釈氏要覽
三	法の字意義の事	釈氏要覽
二	佛の字註釋の事	釈氏要覽
一	三歸の名義の事 附 三寶に五種等の差別ある事	釈氏要覽

〔表2〕各章における主な典故文獻

〔解題〕『懺悔通用』について(上)

貞享初元歳次甲子僧自恣日(一六八四年七月十六日)附の序文をもつ『懺悔通用』(二巻一冊。版元名不載)は黄檗僧妙幢淨慧が世にはつきりと姿を現した最初の著作だと西田耕三氏『近世の僧と文学―妙は唯その人に存す』(二〇〇一年一月)が紹介されて久しい。淨慧はその後、生涯にわたって地蔵信仰の鼓吹勸化僧として『延命地蔵菩薩經和談鈔』(貞享四年八月)・『地蔵菩薩利生記』(貞享五年三月)・『与願金剛地蔵菩薩秘記』(元禄三年正月)・『地蔵菩薩利益集』(元禄四年七月)等々を陸續公刊するが、貞享元年には『地蔵菩薩夢授經』を版行してその普及に精励していたことを渡浩一氏『地蔵菩薩夢授經』について(明治大学教養論集一二)が究明せられている。すなわち『懺悔通用』と『地蔵菩薩夢授經』の版行は期一軌一の仕業であって、淨慧が地蔵信仰と懺悔を即一のものと考えていたことを証している。淨慧の地蔵信仰にはその根底基盤に持戒持律を厳修する黄檗禅僧としての至誠恭敬の深心が存したことは著作の一幕からも容易に知られるが、それには重篤の舍利信仰が抱懷されていたことは、元禄四年(一六九一)七月に版行した『古今舍利験論』に縋素の感得手にした舍利が地蔵菩薩の靈験功德によって齎されたという話譚を少なからず輯録していることから得心できる。

しかし、まず懺悔があった。辞書を尋ねれば、『懺悔』は梵語ksamaクシャマの音訳「懺摩」の略で、「悔」はその漢訳「追悔・悔過」の意という。すなわち自分の犯した罪悪を神仏や人に告白し悔い改めることを誓うこと。また罪を告白し許しを請うことによって心身の苦悩から解放されることの意という。修験山伏は「懺悔懺悔六根清浄」と唱える掛け念仏で心身の浄化を凝らし、浄土僧は弥陀の名号を称える念仏に懺悔の徳があるという。出家においては懺悔の方法を懺法と称し、儀式作法化して法華懺法・観音懺法・吉祥悔過、あるいはまた布薩・自恣会等々を行ずるが、そこにはいつしか国家安穩・万民豊樂・五穀豊稔など懺悔の功德への期待と祈願がないまぜに加えられていった。我が国仏門における懺悔の実践履修は、辞書的な説明よりもはるかに深い意味合いを持つことを知っておいてよからう。

序文の日付が僧自恣日であることが象徴するように、妙幢淨慧は懺悔の

功德を信じていて、「懺悔通用序」に云う「罪を滅し功德を生ずるの要法」は、たとえば「罪障を滅し、幽にしてハ三途の業因をぬき、顯にしてハ短命の相を轉じ、福を得て禍をまぬかる」と記し、梁皇が慈悲懺を修して夫人の蛇身を扶け、孫皓が礼懺によって金像の罪を逃れたことや、あるいは「懺悔の力不可思議なり」として大逆の阿闍世王が懺悔の不可思議力によってこれを転じたことを挙げて、在家の篤信者に「懺悔の法」の実修をよく勧めている。かの俊正明忍がその師匠高雄の晋海僧正から「出家は出家の戒あり、在家も在家の戒あり。」と教説せられたことを慈雲が『律法中興縁由記』に伝えているが、晋海僧正の教訓に倣えば、淨慧は「出家は出家の懺悔あり、在家は在家の懺悔あり。」としてその要法を在家の篤信者に伝えようとしたのである。それについて淨慧は「凡例」に、『懺悔通用』に用いる仏名はもっぱら悟達国師の「水懺法」すなわち『慈悲水懺法』(三巻)から、懺悔文は「梁皇懺」すなわち梁武帝の『慈悲道場懺法』(十巻)及び『慈悲水懺法』の語・要文を採って私意を交えずこれを和文に翻じたと注記している。

梁皇が慈悲懺を修して夫人の蛇身を扶けたというのは、『釈氏稽古略』等々に見える。梁武帝蕭衍(在位五〇二―五四九)は寺院を建立し法会を開くなど仏教信仰に篤く、生涯を仏教教理の研鑽に努めた持戒堅固の人であったが、その夫人郗徽は嫉妬心が強く、早世して巨蟒となり、武帝が即位すると後宮に出入し、武帝の夢に現れて拯拔を希った。帝はために『慈悲道場懺法』を製し、僧を請じて懇切に懺礼せしめると、効験あって夫人は化して天人となり、空中から帝に謝して去った。この懺悔法は世に行われ、俗に「梁皇懺」という。

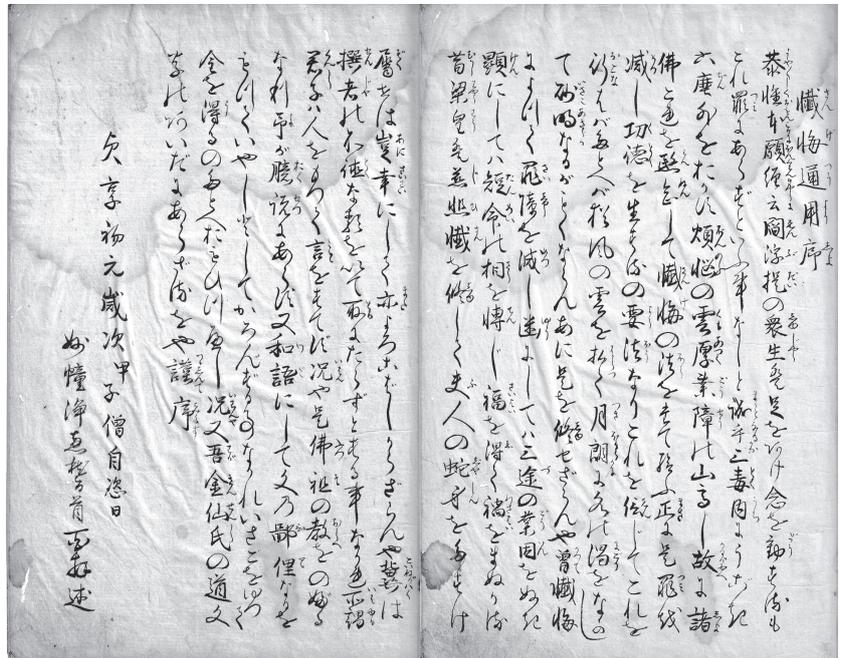
悟達国師は『慈悲水懺法』の「慈悲道場水懺序」に見える。唐代懿宗朝(在位八五七―八七三)の悟達国師知玄(八〇九―八八一)は一日病僧の看護をした折、後のちに身に災難が生じた時は西蜀彭州茶隴山の二本松に行くよう予言教示された。知玄は懿宗の帰依を受けて宝座に昇る出世をしたが、驕慢を生じ、ために膝に人面瘡ができる奇病に憑りつかれた。いかなる名医も薬石も効なかつたので、知玄は昔日病僧から受けた予言教示を頼って二本松を目差した。するとそこには崇楼高殿があり、巖下には泉水があった。泉水を人面瘡に灌ごうとしたとき、人面瘡が語り出した。聞けば、

知玄は『西漢書』『袁盎晁錯伝』に伝える袁盎で、人面瘡は袁盎に殺された晁錯である。ずっと報復を狙っていたが十世にわたり高僧であったので機会が無かった。それが今世皇帝の寵遇に奢った際に、その膝に人面瘡となって出現したのだという。知玄は泉水で瘡を洗うと痛みあまりに気絶したが、目覚めると瘡は消えていた。病僧は実は阿羅漢迦諾迦尊者であって、泉水は尊者の慈悲心の三昧法水だった。ために人面瘡の怨恨は洗われて心も晴れたのだ。知玄はこの地に堂を建て、自ら懺法を制作して朝夕礼誦し、これを天下に弘めたという。それが『慈悲水懺法』であるが、たとえば九州国立博物館所蔵『紺紙金字三昧水懺法』(明・清)の上巻見返絵には悟達国師知玄の物語が描かれているから絵解によっても流布したのである。なお諺「水に流す」は記紀神話に拠るのではなく、この慈悲水懺儀とそれをめぐる話譚に由来するのではあるまいか。とすればその流布と浸透は推量をはるかに凌ぐ。

公刊された最初の著書という『懺悔通用』は漢字平仮名交じり文であって、西田氏が指摘されたようにこれが庶民教化を意図していたことは明らかだ。淨慧は高僧碩学の撰した懺悔の法は漢字で書かれたものばかりで俗には難しく、和字の書もあるがそれには不備が多く、また一宗に限って他門には用いられぬものばかりであるからと、『懺悔通用』を撰した理由を明記し、本書は和語ではあるが仏祖の教えを述べたものであって、けっして私意臆説を述べたのではないから、和語であるからといって軽んずること勿れと読む者に冀っている。淨慧のこの著書撰述の姿勢は生涯を一貫しているが、その出発点に『地藏菩薩夢授経』と『懺悔通用』の版行があったのである。

西田氏が『懺悔通用』(版本)の存在を紹介されて久しい。古刹某寺の蔵書目録にその書名が見えるが、今もってこの稀覯の版本に出逢う恵機を得ないでいる。しかし、『懺悔通用』の本文が斯界にまだ紹介されていないのも不憫に思われるので、一昔前に閲覧した写本をここに紹介することにした。版本を書写したものと判断でき、写誤も散見するがそれなりの価値があるう。分量を測り三度に分けて翻刻し、三歸章・五戒章・八齋戒章の巻尾に付して掲載する。

(関口)



〔翻刻凡例〕

- 一、『戒法隨身記』の底本には宮島コレクションの貞享四年(一六八七)正月刊、洛陽永田長兵衛版を採り、『懺悔通用』は宮島コレクション蔵写本を底本とした。
- 一、可能な限り原文の表記を尊重し、明らかな誤りもそのまま翻刻した。
- 一、合字は「ㄗ」(コト)のみ採り、以外は通行の表記に改めた。
- 一、「己・巳・已」「玉・王」等の混用字体は文意をとって適字を置いた。
- 一、頭注はその文頭に※を付し、字体を変えて本文中の該当箇所に入した。
- 一、判読不能の文字は字数分の空格(□)を置いた。
- 一、半丁ごとに丁数を示し、各話間に空行を置いた。

戒法隨身記 三歸章 上

「上表表紙」

(白丁)「上表表紙見返」

戒法隨身記三歸ノ章序

孔子有レリ云ル。君子ニ有レ三ノ畏レ。畏レ天命ヲ。畏レ大人ヲ。畏レ聖人ノ言ヲ。小人ハ不レシテ知レ天命ヲ而不レ畏レ也。狎レ大人ニ。侮レ聖人ノ言ヲ。余熟ク觀レニ斯ノ文意一。則有レ類セル。于我門ノ所謂三ノ歸依ニ也矣。何ントナレバ者。彼レニ云レハ畏ルト天命一者。即是レ歸依佛ナリ。彼レニ云レハ畏ルト大人一者。即是レ歸依僧ナリ。彼レニ云レハ畏ルト聖人ノ言一者。寧ロ非ズヤ歸依法ニ耶。夫佛ハ者三界ノ獨尊ニシテ而諸天從フ焉。孔子已ニ以レ不レレ上序01オ恐レ天命ヲ而爲レ小人一。況ヤ於下ヤ不レ恐レ無上世尊天中天一者上ニ乎。且ツ夫僧ニ有レ菩薩僧一也。有レ聲聞僧一也。菩薩ニ有レ摩訶薩及レ大士ノ稱。ニ云ハ摩訶薩一者。華ニハ曰フ大道心成衆生一。以具ニスルヲ四種ノ大故ニ。又有レ法華ノ六大。佛地ノ三大一。可レ謂ツ大人中ノ之大人ナリト矣。又聲聞ニ有レ大比丘大阿羅漢ノ之號一所謂内典外典博ク通シ。頓ニ破シ三界見思ノ之惑一。高ク超レ九十五種ノ之上ニ。天主諸王ノ所ニシテ共ニ敬仰スル。而「上序01ウ龍神八部ノ之所ニ以ナリ供養スル也。此レ斯ノ無漏ノ大德。非ニ世間瑣クタル大人ノ之類ニハ也。夫世間ノ大人スラ以レ狎レ、ヲ之ニ孔子說テ爲レ小人一ト。況ヤ於下ヤ侮レ慢スル于無漏ノ大人一者上ニ乎。又夫法ニ有レ三世法一有レ出世ノ法一。且ツ孔子等ノ者。能ク教フ世間ノ之法一。所謂三綱五常ノ之道。載テ散スル于四書六經等ニ是レナリ也。如ニ佛世尊一者。廣ク説ク世出世ノ之法一。

所謂五乘及レ六道ノ性相十界ノ依正。詳ニ見タル于三教十二部等ニ是レナリ也。

「上序02オ大ナルカナ哉佛法カ乎。無レ不レ云ク盡サ焉。無レ不レ云ク備ハラ焉。是ヲ以開經ノ偈ニ有レリ云ル。無上甚深微妙法。百千萬劫難遭遇ト。又心地觀經ニ云ク。

法寶猶如シ一切ノ明燈ノ。能照スカ三途ノ黑闇處一故ニト。聞説ク樂法菩薩ハ。爲レメニ法剥レ皮ヲ。雪山童子ハ。求メテ偈ヲ投レト軀ヲ。誰レカ不レラニ尊ニ重ニ之ヲ耶。孔子曾テ不レシテ與ニ三皇五帝爲レレ聖。而惟推レシテ佛爲レ西方ノ聖人ト者ノハ。

蓋シ以テナリ佛得レトスノ法一也。故ニ優婆塞戒經ニ云ク。能ク解ニ是ノ法一故ニ。名テ爲レト佛是レナリ也。如今侮レスラ「上序02ウ世間聖人ノ之法一。孔子指シテ爲レ小人一ト。況ヤ侮レ出世大聖ノ之妙法一者ノヤヤ乎。其ノ罪實ニ甚重ナリ。不レ可レ不レレハア

謹ママ焉。吁世ノ之昧者。或好罵ニ詈ニ誹ニ謗シ之ヲ。甚フシテ至レ打擲シ破壊スルニ焉。悲哉陷ニ入レ于阿鼻地獄ニ也必セリ矣。於是ニ僕不レ顧ミ僭踰ノ之責ヲ。略述ニ三審ノ之名義因緣ヲ。令ムル人ヲ知レ其ノ必ス可レ歸ス可レキノ崇フ之理有レコトヲ在レ耳。其綴レコトハ之ヲ和語ニ者。本ト爲レニスレバナリ童蒙一也。冀クハ博洽ノ君子質サン「ヲ焉」上序03オ

貞享三歲次柔兆攝提格僧自恣日 求化幻人淨慧稽首百拜述 「上序03ウ

かいぼうずいしんきさんきのしやうもくろく

戒法隨身記三歸章目錄

- 一 三歸の名義の事 附三寶に五種等の差別ある事
- 二 佛の字註釋の事
- 三 法の字意義の事
- 四 僧の字訓釋の事
- 五 佛を禮拜するに七種の次第ある事 附禮拜に十種の功德ある事
- 六 法をバ敬べき事 附純善雜善の事

七 僧をハ輕しむべからざる事 并に出家の功德の事」上01オ

八 佛法前後の了簡の事

九 三歸を受に種々功德ある事 附 毘多尊者馬鳴大士并に魔を降伏する事

十 三歸を受法の事

十一 三歸に五種の義ある事

十二 三歸に一切の法をおさめつくす事

十三 懷妊の女人必三皈をうくべき事

十四 畜生等にも三皈十戒等を授べき事

十五 乞者に三歸齋戒等を授べき事」上01ウ

十六 人の為に代て三歸を受に成不成の事

十七 三皈を唱ふるに正しかるべき事

十八 三皈の優婆塞の事

十九 一皈をうくるといふの事

二十 三皈の守護神の事

廿一 三寶に背けば罪をうる事 并に極樂の風樹等も行者に三寶を念せしむる事

附録

○ 五辛の名義の事 并に佛道修行するものハ必五辛をたつべき事」上02オ

(白丁)上02ウ

戒法隨身記上三歸章

一 夫三歸戒といつば。佛道に入の初門にして。苦海ヲわたるの舟航なり。こゝをもつて。優婆塞戒經にいはく。此三歸依ハ。乃これ一切無量の善法。乃至阿耨多羅三藐三菩提の根本なりといへり。故に諸宗大小これによらずといふことなし。何をか三歸といふや。二云三といへるハ三

寶。歸とハ歸依なり。三寶とハ。佛法僧なり。なにをもつてか。三寶といふや。二云。寶性論に。六喻をなせり。一にハ善根なき。諸の衆生ハ。百千万劫にも。三寶にあへる事かたし。是誠に希有の宝に非や。二つにハ。一切有漏の法を。離がゆへに。これを名づけて」上03オ寶とす。三にハ。六通を具足し。不可思議の神力を得て。威徳自在なるを以。これを名付て・寶とす。四にハ無為の法を莊嚴するをもつて。此を名付て寶とす。六にハ無漏の法ハ。世の八法の八法とは利衰毀譽。ハ法のこと行宗記等。動ずる事あたはざる處なるをもつて。これを名付て寶とす寔に一切寶の最上にして。古今絶倫の眞寶也。心ある者。誰か是に歸依せざらんや。偏に信じて尊べし。皈とハ歸命の義。又ハ歸伏の義也。眞實に身命賤を抛て。三寶を供養し。建立し。をしへの如に信じて隨ひ。如法に修行して。一心にこれを敬。歸伏し。餘の外道に隨ざる也。依とハ依憑の義也。二心なく。一すじに三寶力に依憑て。上03ウ生死流轉の苦を遁と願是也。又ハ依托の義。よりはなれざるの謂なり。夫依の字ハ。人偏に衣といふ字を書り。人の常に衣裳を身にはなさざるが如に。三寶を念々に。わするべからず。故に僧護經に云。佛に歸依するものハ。大吉利をうべし。晝夜心中に。佛を念ずる事を。はなさざれ。法に歸依するものハ。大吉利をうべし。晝夜心中に。法を念ずる事を。はなさざれ。僧に歸依する者ハ。大吉利をうべし。晝夜心中に。僧を念ずる事を。はなさざれと。説給へり。又大乘義章に。歸依の義を釋して云。皈とハ。子の父に。歸するがごとく。依とハ。民の王に。依が如しといへり。抑又三寶に。五の差有。上04オ一にハ。同體三寶。二にハ。別相三寶。三にハ。住持三寶。四にハ。大乘三寶。五にハ。小乘三寶是也。先一に。同體三寶と云ハ。人々自己の心上に。三寶の理を具足せり。日本心圓覺妙明なるを。佛寶とし。心

の人。戒定慧。解脱。解脱知見と和合す。故に僧と名づくこと云。又ハ四人以上。六和敬をもつて修行す。故に僧と名付と云。摠じて。佛法僧の名義。經論に載る處多しといへども。此にハ僅に其一二を記する耳

五 凡佛を禮拜するにハ。先眞實の心。敬の心を専とすべし。法苑珠林に云。天竺の三藏。勒那といへる人。七種の禮拜を譯し出せり。一ハ我慢禮。此ハ佛を禮拜すると上07オいへども。曾敬の心なく。作法行儀も。しどけなく。五躰をも。地につけず。外の色に目をくばり。物の音に轉ぜられ。うかくとして仕形。計なる事。確の上下するに同じく。身にハ禮拜をなすといへども。心にハ。餘の事のミを思ひ緣じて。佛を念ずることなし。二にハ唱和禮。是ハ人なミくに。少威儀を正し。佛名を唱へて。禮拜するといへ共。心静ならず。人の見る時ハ。精出すといへども。人の見ざる時ハ。身も疲。心たゆみて。曾眞實ならざる相也。此二種の禮拜ハ。宜しからず。三にハ身心恭敬禮。此ハ口に佛の御名をとなへ。心に佛の相好を觀じ。惣じて。身にも心にも。敬ふかく。更に退屈の念をおさざるこれ也。先此禮拜を用ゆ」上07ウべし。殘四種の禮拜ハ。理觀の義なれば。今略してこれを記さず。又智度論に。三種の禮法を建てる。一にハ口禮。これハ口に南無と唱るばかり也。此を下禮とす。二にハ。膝を屈めて。頭地にいたらず。此を中禮とす。三にハ。頭地にいた。此を上禮とすと云夫法華經に云。一たび南無仏と称ずるも。皆已に佛道を成ずと云。いかにいはんや。至心に唱名禮拜するものにをいてをや。故に業報差別經に。佛又ハ塔を禮拜するにハ。十種の功德をうる」と説給へり。なんらをか。十とす。一にハ。妙なる色と。好聲を得。二にハ。いふところの言を。人信仰し。帰伏す。三にハ。威儀人に勝れ

て。物におそるゝ事なし。四にハ。天人世間の愛を得て。守護せらる。五にハ。威勢」上08オを具足し。六にハ。威勢ある衆生來て親付。七にハ。常に諸佛菩薩に親近。八にハ。大福の果報を具足し。九にハ。命おはつて。天に生ず。十にハ。速に涅槃を證得すといへり。又増一阿含經にハ。佛を禮拜するに。五種の功德有事を明す。大率差別經と同じければ。此を畧す。又金剛三昧經に云ししばらくも。佛智の勝たるを聞て。深心に隨喜し。誹謗をおさざるものハ。百千劫の間。惡道にをちす。生處に佛にあひ奉ると云。故に觀佛三昧經に云。昔過去久遠に。佛あつて。出世し給へり。釋迦牟尼と号し奉る。涅槃し給ひける後に。一の王子有。名付て金幢といへり。憍慢邪見にして。佛法を信ぜず。時」上08ウに一の比丘有。定自在と名付。王子に語て云。世に佛像るます。諸の寶をもつて莊嚴せりと。こゝにをいて。王子比丘相共に。塔の中に入れて。佛像の相好を見て。比丘にまうさく。佛像すら。端嚴殊勝なること。なをかくのごとし。況や佛の眞のすがたをやと。比丘の云。汝今佛像を見て禮拜すること。あたはずんハ。正に合掌して。南無佛ととなふべしと。此時に王子即手を合て。南無佛と唱らる。夫より内裏に歸りて。塔中の佛像を繫念する故に。その夜。彼佛像をゆめみ給へり。さめて後。歡喜し。あり難おもひて。夫より邪見をやめ。三寶に帰依せり。これ一たび塔に入て。佛の御名を唱へし。善根に」上09オ依て。命終て。九百萬億那由他の佛にあふ事をえて。諸仏の本に。甚深の念佛三昧を得たり。三昧をうるがゆへに。諸佛現前して。其に授記をあたへ給ひぬ。これより以來。百萬阿僧祇劫を経て。惡道にをちず。乃至今日甚深の首楞嚴定を得たり。昔の王子ハ。今の賤首菩薩是也。此因縁をもつて。智者正にかくのごとくに。念佛を學すべしと云。一称一念の功德。なをかくのごとし。いかに況や念こ

相續し。眞實に恭敬し。禮拜せんをや。夫佛ハ尊が中にも尊かりけり。所謂三十三天の主。天帝釋。乃至娑婆世界の宰。梵天王も。玉の冠をかたづけさせ給へり。然に今我輩。何人なれば。佛を輕しめ奉や。此上09ウ愚癡にして。その分をしらすると。我慢にして。上を蔑にするゆへん也。誠にはづべし。おそるべし。亦復如來の深恩をいはゞ。已に三大阿僧祇劫の間。一切衆生の爲の故に。諸苦難を。さげずして。六度萬行し給へり。故に涅槃經に云。一切衆生。異なる苦を受ハ。即是如來一人の苦なり。譬バ父母の病子を思へるがごとしとの給へり。かゝる廣大深恩をかうふりながら。うやまひ事ざるべけんや。きかずや高野大師のいひ給ひし。願ハ我身を粉にして。仏像を寫し。骨を折て。經文を書寫して。自他を利益し。以佛恩を報ぜんと。此言誠に佛子の鑑としつべし。然るに我等。偶受難き人身を受。殊に逢がたき。三寶に結縁上10オしながら。此を敬事をしらず。其恩を報ぜん事を思はず。却てこれを輕しむる事。誠に悲べき哉。夫佛像に事奉るに。眞の佛のおもひをなせば。即肉身の如來を供養する功德に同じじと。寶積經等にも説給へり。然るに今多ハ佛前にて。威儀作法ミだりがはしく。香花。灯明。飲食。供養に至まで。眞實恭敬の心なく。放逸懈怠の念に任ず。或ハ靈前のそなへを善すれども。佛前の供養ハ疎にす。此皆凡夫顛倒の見也。宜これを改むし。眞實亡者の爲ならバ。先三寶の供養を。第一にして亡者の供ハ次なるべし。故に隨願往生經に云。亡者の身を嚴し道具。家屋敷等に至までもつて三寶に施し上10ウ奉れば。此福最多。功德の力強して。彼地獄の殃をぬき。長解脱を得て。淨土に往生する事をうべしといへり。又本願經に地藏菩薩の因位。聖女たりし時。亡母の追善に。其家を賣て。香華及諸の供養の具を調て。覺華定自在王如來の形像を供養し給ひ。

乃至供養の力に依て。亡母ひとり地獄の苦を免。天に生じ給へる耳にあらず。其日無間獄の罪人。此餘澤を蒙て。悉天に生ずといへり。廣本願經に説かごとし。こゝにこれすなはまことと略して記する耳。此即誠をもつて。佛を供養し給へる故なり。但眞實をもつて供養せば。賤の多少によるべからず。故に涅槃經に云。百千の車に金を積。布施を行ぜんよりハ。一の善心にて。香華を塔に供養せんにハ如じと上10オ云。されば能々敬眞を盡べき事なるに。或ハ佛前にて不淨の雜話を説。放に大言高聲して。或ハ叱。或ハ笑。立居らうがはしく。供物等を獻ずるにも。輕率にしてつゝします。佛器のけがれたるをもあらためず。漫に佛像の非難をいひ。又ハ不淨の手にて。佛像を持。あるひハ手に持ながら。言をつゝします。唾を飛。息を懸。かくの如の類。あに佛を敬といはんや。なんぞ眞の佛の思をなすといふべけん。かくして身に切なる事出來ぬれば。東にわしり。西にさまよひ。暫に願をかけ。叶ざるに及でハ。身のあやまりをかへり見ず。佛を譏。法を輕しむ。嗚呼いかなる迷ぞや。優鉢祇王經に云。伽藍法界の地にみだりに大小便するものハ。五百生のあいだ。拔波ぢくををつと云云これ。うやまひの心なきゆへなりつゝしむべし

六 又法を尊事をいはゞ。智度論に云。諸佛ハ法を敬給上10ウが故に。法を供養し。法をもつて師とし給へり。何をもつてのゆへに。三世の諸佛。皆諸法實相をもつて。師とし給ふと云。况我輩にをいてをや。うやまはずんバ。あるべからず。曾聞帝釋天ハ。法を重じ給へるゆへに。野干を請じて。床座に上せ。薩陀婆論ハ。法の爲に身を亡給ひにきと。梵網經に云。七寶無價の香華。一切の雜寶をもつて。箱や囊なん作て。經律の卷を入べしといへり。然るに今聖教を輕。或ハ直にけがれたる処にをき。又ハ卧ながら讀。或ハ説法を聞く。如法ならず。唯自身の不行儀なる耳に非ず。他の聽衆を妨。説法者の耳をなやまし。目をミだ

る。此らのたぐひ。これ法を軽しむるがゆへに。かくのこときの罪をなせり。地獄の「上12才責なんぞのがれん。つゝしまずんハあるべからず。又或ハ不淨の手を清すして。もつて経巻を取。五辛酒肉の口をそゝがずして。浪に経を讀誦す。沙弥戒律儀に云。経の上の塵を。いきをもつてふくべからず。経巻をとりミだすべからず。經机の上に一切不用の雜物を雜置べからず。經典に對する事ハ。佛に對するが如せよ。戲笑事なれといへり。若又急用ありて起時ハ。経をひろげおくべからず。たとひ廣置とも。經蓋をすへし。法苑珠林に載。昔二人の僧あり。一人ハ涅槃經四十卷を。一日に讀誦し。一人ハ觀音經一卷を。漸日課とせり。二人忽絶入て共に閻魔の廳に到りぬ。王乃金の座を敷て。觀音經讀誦の僧を請じ。銀の座を設て。」上12ウ涅槃經讀誦の僧を居。此僧謂。かれハ僅に一卷の普門品耳。我ハ涅槃經四十卷を。一日の所作とす。其功又大ならずや。然に彼ハ金の座にして。我ハ銀の座也。これいかなるゆへぞやと。王の云。彼ハ普門品一卷なれ共。手を洗口を漱。威儀を改て。道場に入。香を焼心を撰して讀誦す。此故に我。彼を尊師ハ涅槃經四十卷を。一日に讀誦する事ハ誠に有難業なれ共。只多を貪て。心專一ならず。威儀調らずして。雜縁多し。此ゆへに銀の座をまうくる也と云。按 夫普門品ハ。法華經の第八の巻にして。正當二十五品也。即涅槃經と。同じ醍醐味の経なれば。強いづれの勝劣をか論ぜんや。只普門品讀し人ハ。信敬の心深して。雜縁に「上13才わたらず。一心に讀誦す。此を純善と名付。たとへばすミたる水のごとし。功德も勝れ。利益も深し。涅槃經讀誦の人ハ。浪に多を頼て。雜縁乱動す。これを雜善と名づく。泥まじれる水のごとし。此ゆへに功德もをとり。感應もあさきや。所詮只行者の心に依耳。謹べき事にこそ

七 又僧をいはゞ。時已に末法に入ぬ。全佛の教法に叶ひ。行解相應するハ。稀なるべし。寔に我等ごときハ。無慚放逸にして。邪執我慢の心ふかく。如來の教文を若ハ見もし。或ハ聞もしながら。三業の非をも改ず。眞實の菩提心をおこす事なく。むなししく信施を費し。徒に僧の名をけがし。漫に人の敬を受。はたして袈裟下に人身を失。三惡道「上13ウに墮落せん事。あにはち恐ざるべけんや。然れ共人間に生れて。而も出家の身となることや。極で難哉。宿縁深厚のものにあらずんバあたハじ。いかんとなれば。智旭の見聞録にいはく。或在家の善人ありて。平生僧を供養し。施を好隨分善根を事とす。然るに或時頓死して。魂閻摩王宮に到ぬ。王の云。汝ハこれ善人也。しかも此度ハ定業に非。再人間に歸べし。但娑婆へ歸てハ。いかなる望あるや。此人對云。我別の望なし。只出家せん事を願と云。王の云。汝が願大なり。然ども。日比の善根少ければ。此度の生にハ。出家ハかなひがたかるべし。已に百戸の頭となるべき福德ハあるなりとの給へり。又云。誠に我に智徳なければ「上14才たとひ好僧にこそならずとも。せめて焼火僧にハなるへきかといへば。王の云。其も成がたし。なを千戸候とハ成とも。此たびの出家おもひもよらず。娑婆へ歸て。彌善根功德をなさば。重ての生に。出家の望を遂なん。はやくかへれとの給ふと。夢の醒が如に。蕪れり。是に知。有為の福ハ得やすく。無漏の因にハ本がたき事を。今親 出家せんとするものも。或ハ親類眷属におさへられ。又ハ煩惱業障に繫縛せられ。さすが宿善もつたなく。願力もかひなかりけん。けふよ明日よと。おもひくらしして。世につながるゝも。無下に淺ましからずや。有待の身の無常の風にさそはれて。己が様ぐちり行風情。見驚かぬかは。たとひ人

「上14ウにハ。木の端のやうに。思はるゝも。本よりすてし浮世なれば。それこそ出家の本意ならめ。何をか患。何をかまたんや。唯捨べきハ。名利愛執。求べきハ菩提の道なり。然に今、偶剃髮染衣の貌となる人あれば。世に狂氣にやといへるハ。此なんぞや。あるハ愚癡の雲。心を迷して。夢の世を實有ととめ。あるハ恩愛の涙。眼を遮。かりの宿を。常住とおもへるより。世をはなれもて行を。そしり訶なるべし。襍警諭經に云。道俗相そむくハ。自然の數なり。道の樂処ハ。俗の嫌処俗の喜処ハ。道の賤ずる処なりといへり。又付法藏經に云。若又人ありて。他の出家せんとするを妨なば。此人の罪報。常に惡道に墮。極めて苦痛をうけて後人と生」上15ウも。生ながら。盲目なるべし。此ゆへに。智慧あるものハ。人の出家せんとするを見てハ。勤て方便し。すゝめて成就せしむべしといへり。又出家功徳經に説給へるを。畧して此をしるさば。毗舍離城に。一の王子有。鞞羅羨那となつく。佛の教に依て。臨終に一日出家して。淨戒を持。此因縁により。命おはりて。四天王に生じ。北方毗沙門天の子と生れ。壽命五百歳。又切利天に生れて。帝釋天の子となり。壽命千歳。次に炎摩天に生じて。復王子となり壽命二千歳。又兜率天に生じて王子となり。壽命四千歳。次に化樂天に生れて。壽命八千歳。又他化自在天に生れて。壽命一萬六千歳。かくのごとくに。樂を受て六欲天を」上15ウ往來する事七返。而も短命ならず。一日の出家のくどくにて二十劫の間。惡道にをちず。終に又人間に生れて。賤賈を具足し。老に至て。世をいとひ。出家して辟支佛となり。毗流帝梨と名付。ひろく人天を濟度すること。限はかり有べからず。此因縁をもつて。出家の功徳無量無邊にして。たとへをなすべからず。たとへば四天下にみちくたる羅漢を。一百歳の中。心をつくして供養し。飲食衣服卧具醫藥。乏

ことなく。乃至沒後に。各塔を建。華香瓔珞をもつて。種々に供養し。うる処の功徳よりもなを人ありて。涅槃を求が為に。一日一夜出家して戒を持功徳勝れたりとき給へり。又大縁經に云。一日」上16ウ一夜の出家をもつての故に。二十劫三惡道にをちずといへり。況や一生持戒清淨の出家をや又佛藏經に云。一心に道を行し。法行に隨べし。衣食を念ずる事なかれ。如來白毫相の一分を。諸の末代一切出家の才子に殘しあたへ給へるに。又盡事なしといへり。佛慈の深恩ありがたからずや。又大集經に。重々の寶の喻あり。金銀等のなき時ハ。白錫までを寶とす。得道の人なく。乃至持戒破戒も。なき時ハ。髪を剃袈裟の片をも着て。僧の容ならんをば。供養すべし。繫縛し殺害すへからずと云又十輪經に云。破戒の諸の比丘ハ。尚諸の外道に勝れり。出家の科をいふハ。若ハ破戒にもあれ。持戒」上16ウにもあれ。若ハ有戒無戒。若ハ科あり科無にも。譏云ものハ。万億の佛の身より。血を出すに過たりと。太賢これを判じて云。梵網經の佛の身より血を出すハ。己が過ハ大なれども。他の道をさふる事なし。僧の科を云時ハ。多の人の信心を破。かれが煩惱を生じて。聖道をさふるゆへに。其過大なりといへり。故に律の中にも。僧ハ梅檀にして。蒺藜なりといへり。いかんとなれば。徳を見て是をあがむれば。梅檀のごとく妙に。過を見てこれを謗ハ。蒺藜のごとく身を破と也。故。又賢愚經の中にハ。破戒の比丘の盲目ならんが。妻に手をひかれ。子を抱て。酒家より。酒家へいたらんをも。舍利弗目連のごとく敬はゞ。福をうべしと云り。いかに」上17ウ况や。内外正しき僧を供養し尊重せんや。其功徳深遠なるべし

八

報恩經に云。佛八法を以師とす。佛八法より生ず。このゆへに。

法ハ是佛の母也。佛ハ法に依て住し給へり。しからば三寶の中にをいて。なんぞ法をもつて、はじめとせざるや。佛ののたまはく。法ハ是佛の師也といへども。然れども。佛にあらざれば。ひろまる事なし。道ハ人のひるむるによる。このゆへに佛ハ先。法ハ後なり

九 三寶に帰依する功德をいはゞ。希有校量功德經に云。爾時長老阿難。佛にまうさく。若善男子善女人ありて。よくかくのこことくいはん。歸依佛。歸依法。歸依僧と。上17ウいくそばくの功德をか得ん。我實にいまださとらず。唯願ハ分別し。のべとき給ひ。諸の衆生をして。正知見を得せしめ給へ。時に世尊阿難に告て曰。諦聽。善これをおもひ念ぜよ。我汝が為に分別し説べし。たとひ閻浮提にみちたる須陀洹の人を。善男子善女人あつて。一百年をミテ。世間一切あらゆる寶をもつて。ことごとく施あたへ。又飲食衣服卧具醫藥をもつて供養し。乃至滅度の後。その舍利をとつて。七寶の塔を立て。存生の時の如に供養せんより。善男子善女人あつて。眞實清淨なる心を以。我今佛法僧に帰依すと云。そのうる処の功德。彼供養の福德にくらぶるに。供養の福德ハ少して。百分にして上18オ一にもおよばず。千分万分乃至かすたとへも及事。あたはざる処也。又ハ西瞿陀尼にみちたる。斯陀含の人を。二百年をみて。前のごとく供養するとも。又及へからず。たとひ。東弗婆提にみちたる阿那含の人ヲ。三百年をミテ。まへのごとくに供養するとも。又及ばざる処也。たとひ北方鬱單越にみちたる阿羅漢を。四百年みて。前の如に供養するとも。又及ばざる処也。たとひ四天下にみちたる。辟支佛を十千年をみて。前のごとく供養するとも。及ばざる処なり。たとひ三千大千世界に満たる諸佛如來を。若善男子善女人有て。二萬歲の中。前のごと

く供養せん。無量無邊のかぞへはかり難き。福德を得るといふ共。なを人有て。淳信清淨の心を上18ウもつていはん。我今佛に帰依し奉り。法に帰依し奉り。僧に帰依し奉ると。そのうる処の功德まへにまされる事。百倍千倍万倍かぞふべからず。言説たとへも。及事あたはず。佛又阿難に告たまはく。若人ありて。よく佛に帰依しをはり。法に帰依しをはり。僧に帰依しをはり。乃至彈指する間も。能十善戒を受。うけをはりて修行せん。此因縁をもつて。無量無邊の功德をえん。若又人ありて。能一日一夜八齋戒を持をはつて。説のごとく修行せんうる処の功德。まへの福德に勝れる事。千倍万倍百万倍にして。乃至かすたとへも及こと。あたはざる処也。若また。上19オ五戒を受持身ををはるまで。如説に修行せん。うる処の功德。まへの福德に勝れる事。百倍千倍万倍ににして。數も喻も能しり及さず。若又人あつて。沙弥戒沙弥尼戒をうけん。その功德又前に勝れり。若又人有て。式叉摩那戒をうけん。又前に勝れり。若又人有て。比丘尼大戒をうけん。又前に勝れり。若又人ありて。身を終まで。大比丘戒を受て。修行かけざらん。又前に勝れりと云。又善生經に云。若人三皈依を受ん。得る処の果報極つくすべからず。四大なる藏の寶を。一國の人民。七年のうち。運び出してつきざるも。三皈依を受るものハ。其福是に過。あげてかぞふべからずといへり。法句喻經に云。帝釋福力尽て。驢馬の上19ウ腹に入共。三皈依を受持功德に依て。又もとの身に歸り給へり。舊集比喻經に字義の字にとき給ふ。切利天人ハ。母猪の胎に宿らんとすれども。三皈依の功德によつて。此をのがる不可思議甚深の三寶力。凡慮のはかる処に非ず。唯仰で信ずべし。又阿育王經に云。四祖の優婆塞多尊者の時。波旬來て。説法の障礙をなす。尊者人と狗と蛇との三の屍をとつて。神変をもつて。化して華鬘となし。

波旬にあたふ。波旬大に喜て。頭をのべてこれを受。即首に掛られて後。もとの屍となり。甚臭して。蛆わけり。波旬驚嫌ひて。己が神変をつくせども。はなれず。即六欲天に上て。もろくの天主につぐ。又梵王にいたつて。ときゆるされん」上20オことをもとむ。各いへらく。如來十力の才子のなすところの神變力也。我輩なんぞよく。これをとか。波旬の云。然らば即いかんして可ならんや。梵王の云。汝尊者に謝せよ。地に依てたふるものハ。地によつて起るがごとしと。波旬おしへのごとくに。尊者の処に來り悲して懺悔す。尊者の云。汝今より。如來の正法にをいて。更に害をなすまじきや。波旬の云。我誓て佛道に回向す。永不善をたんと。尊者の云。若然。汝口に自唱て。三寶に歸依すといふべし。魔王合掌して。三たび三歸を唱ふれハ頸の屍即時に落といへり。又五燈會元にのす。第十二相。馬鳴大士。説法し給へり。一の小虫あり。大き蟪蛄のごとし。形を座」上20ウ下にひそむ。大士手をもつて。これをとり。衆に示して云。斯乃魔の變する処也。我法をぬすミ聞のミ。乃これをはなちて去しむるに。動事あたはず。大士これに告て云。汝只三寶に歸依せば。神通をえんと。こゝにをいて三歸を唱れば。つるにもとのかたちとなりて。作禮懺悔す。大士とふて云。汝誰と。かす。眷属いか程かある。對云。我を迦毗摩羅と名づけ。三千の眷属ありと。遂に信心を發し弟子となりて道を得。第十三相となり給ふといへり。これミな。大力神變の魔王だに。三歸の力に依て。うしなへる神通を得たりき。況や眞實正念にこれを受持をや。又處胎經に説給へる。佛弥勒菩薩に告給はく。汝がおしゆる処の三會」上21オの人ハ此我先に化度する処。九十六億の人ハ。我五戒をうくるもの也。次にこれ九十二億の人ハ三歸を受ものなり。一度南無佛と唱も。皆佛道を成ずる事を得んと説給

へり。又悲華經に云。その時彼諸の衆主に告たまはく。汝今南無佛南無法南無僧となへよ。この縁をもつての故に。常に快樂をうべしと。その時衆生長跪叉手して。佛のおしへに隨ひ。南無佛南無法南無僧と唱ぬ。此諸の衆生。此善根の因縁をもつて。命をはりて。或ハ天上に生じ。或ハ人中に生ず。若衆生の寒の地獄にあるハ。此時心柔軟にして。燼風來てその身にふれ。乃至天人の中に生ずといへり又正法念處經にハ。三歸戒を受たる」上21ウものハ。地獄餓鬼畜生道に落すといへり。凡經論に載の三歸の功德。勝て記すべからず。こゝにハ。其大略をあぐる而已

十 三歸を受 授法いかん。云師より受を從他といへり。智度論に依に。正に三歸を受んとする時。威儀を調。出家の人の前に至る。戒師為に善惡因果の差別をとひて。その人をして惡心を捨。善心を生ぜしめ。而して懺悔をなさしめ。授て云々」律法なれば。これを略して。あらはに委これをする。また戒師なき時。佛より自受法あり。これを自誓と名づく。法苑珠林に云。自受法ハ。佛像の前に向て。懺悔し畢て。善願を發し。佛より受て云。我名をい壽をはるまで。佛に歸」上22オ依し奉り。法に歸依し奉り。僧に歸依し奉る。かくのごとくに。而又我名をい壽をおはるまで。佛に歸依し竟。法に歸依し竟。僧に歸依し竟と。三返となふべしこれをししん。至心に納得し禮拜すべし

十一 法苑珠林に毗尼母論を引て云。三歸に五種有。一にハ翻邪の三歸。二にハ五戒の三歸。三にハ八戒の三歸。四にハ十戒の三歸。五にハ大戒の三歸是なり。翻邪の三歸と云ハ。其人外道の邪法を信する事久して。はじめて發心し。正法に歸依するにハ。先三歸を授て。其上にて。懺悔

せしむべし。これを翻邪の三帰といへり。翻邪とハ。よこしまなるを。若又久佛道を信ずる人にハ。」上22ウ先懺悔せしめて。扱三帰を授。五戒八戒十戒等を授べし。是則五戒八戒。乃至大戒の三帰といへり。薩婆多論に。先三帰を受ずしてハ。五戒八戒等を受事成ぜずといへり。然れば三帰ハ諸戒の初なり。

十二 薩婆多論に問ていはく。佛法の境界ハ。塵沙無量也。なんが故ぞ。但三寶と説て。増ず減さざるや。答云。若三をはいして。境に隨ハ。境界を分つ。境をはいして。三に隨ハ。三帰におさめつくして。法界に兼通ずといへり

十三 大集經に云。妊女人。胎のやすからざる事を恐れて。先三皈を受をはる時ハ。兇害る事なく。乃至生れて上23オ後も。身心具足して。善神擁護すと云。今世間親證多し

十四 梵網經に云。佛弟子たるものハ。大慈悲心を起すべし。若くハ。一切の城邑舍宅に入て。一切の衆生を見てハ。唱へていふべし。汝等衆生ことごとく。三帰十戒をうくべし。牛馬猪羊の類を見ても。となへて云べし。汝是畜生なりとも。菩提心ををこすべしと云。蓋是其言葉通ぜずといへども。聲毛孔の中より入て。自然と業障を轉じ。悪趣の生を免て。遠ハ菩提の因縁となる。されば。大乘を修行し。大願大悲あるもの。あにむなしくすぐべけんや。もし此理なしといはゞ。佛の所説を疑。大乘を誹謗し。因果を撥無する。邪見不信の輩也。な」上23ウにをもつてか。佛道を成じ。一切衆生を濟度すべけんや。夫佛道ハ慈悲をも

とす。觀經に云。佛の心と云は。大慈悲是也。故に。无缘の衆生。畜生等に至まで。かくのごとく。薰發回向して。菩提の縁をむすばんハ。これ大悲心に非や。

十五 優婆塞戒經に云。來て物を乞ものあらば。まづおしへて。三皈依。又ハ八齋戒を持しめて。これをあたへよ。若能持じと云。一切の法ハ。無常無我にして。涅槃寂滅なりと。念すべし。かくのごとくをしへ終て。ほどこすべしといへり。

十六 薩婆多論に云。若他人の為に代て。三帰を受くとも」上24オありや。答。若くハ瘡などにて。心にハ會得すれども。物いふ事ならざるに。そはより代て云ハ。三帰をうるなり。よくものいふものゝ為に代ていへるハ。戒を得ずといへり

十七 善見論に云。歸依佛乃至歸依僧と師のいへるに。受戒の弟子。正しく歸依佛と云ず。音聲かた言あるハ。成就せず。又師の言葉たしかならず。又受もの吾名字をいはざるハ。ならびに戒の義成ぜずといへり。按に。多人受戒の時ハ。必ずしも名字を云たさつばたらん。もしでしに及ばず。一人など受戒する時ハ。名字をいへる也。又薩婆多論に云。若弟子はじめ歸依法といひ。あとに歸依佛といへるの類。上下顛倒したるハ。三帰を成ぜず。三寶の位差別せるをもつて也。若くハ愚痴にして。其分をしらず。悪心ならずして。言葉次第せざるハ。」上24ウ罪とならずして。三帰を成ず。但さきに能その分をしりて。輕しめる心にて。さかしまにいへるハ。罪を得。三帰を成ぜず。といへり。又法苑珠林に云。都と鄙と言通ぜず。授といへども。何夏やらん。受もの領解し。知されバ。三帰を成ぜずといへり。

これをもつておもふに、愚蒙の人に、三帰五戒等を授にハ。能く得心せさせ。うたがひなきやうにして授べき事なり。さなくハ夫恐くハ戒も成ぜじ。又其座にて破るをもしらざるべし。つゝしむべき事にこそ

十八 優婆塞戒經に云。人あつて。よく三寶に帰依しをはつて。たとひ戒を受ずといふとも。一切の悪を断じ。一切の善を修し。又在家なりといへども。如法にして上25才住す。これも又。優婆塞と名づくることを得。といへり

十九 薩婆多論に云。一歸をうくるハ成事にや。答一歸ハならず。一年か二年とか。三歸具してうくる事ハ。くるしからずといへり

二十 七佛經に云。三歸に九神ありて。行者を守護し給へり。九神といへるハ。佛に歸するに三神あり。一ハ陀摩斯那。二ハ陀摩婆羅那。三ハ陀摩流支と云。法に歸するに三神あり。一ハ法寶。二ハ呵責。三ハ辯意といへり。僧に歸するに。三神あり。一ハ僧寶。二ハ護衆。三ハ安穩と名づくといへり又灌頂經に云。佛舎衛國に在して。説法し給へり。此に鹿頭梵志と云外道來て。「上25ウ稽首作禮し。互跪台掌して。佛にまうさく。久きく瞿曇釋迦佛の氏也。外名聲のとをくひゞく事を。佛の御名の四方へ。今より外道の学をすて。三歸并に。五戒乃法をうけん」と。佛のたまはく。善哉く梵志。汝よく餘道をすてをいて。我に歸依し。正に自懺悔すべし。生死の罪。其切無量なり。勝てはかるべからず。梵志の云。をしへをうけん。すなはち身口意を淨めていへらく。たゞ願ハ世尊。我に法戒施給へ。身をはるまで。行じたてまつりて。あへてそこなひかゝさじ。

佛梵志に告たまはく。汝よく一心に。更に三たび歸しをはらバ。我正に汝十方の人の為に天帝釋の遣ところの。諸の鬼神に勅して。もつて男子女人の三歸をう。上26オくるものを。守らしめん。梵志よつて佛に問て云何等か是なるや。願ハ。これをき、奉らんとほつす。十方の三歸をうくるものを。開化し給へ。佛曰。かくのごときの。灌頂善神。今當に汝が為に。略して三十六をとくべしと。即説曰

- 四天上遣神 名彌栗頭不羅婆
 - 四天上遣神 名彌栗頭婆訶姿
 - 四天上遣神 名彌栗頭婆邏波
 - 四天上遣神 名彌栗頭施陀羅
 - 四天上遣神 名彌栗頭陀利舍
 - 四天上遣神 名彌栗頭訶樓訶
 - 四天上遣神 名彌栗頭伽婆帝
 - 四天上遣神 名彌栗頭志拈哆
 - 四天上遣神 名彌栗頭菩提薩
 - 四天上遣神 名彌栗頭提波羅
 - 四天上遣神 名彌栗頭呵婆帝
 - 四天上遣神 名彌栗頭不若羅
 - 四天上遣神 名彌栗頭苾闍伽
 - 四天上遣神 名彌栗頭伽麗婆
 - 四天上遣神 名彌栗頭羅闍遮
 - 四天上遣神 名彌栗頭脩乾陀
 - 四天上遣神 名彌栗頭檀那波
 - 四天上遣神 名彌栗頭支多那
- 此言善光
主一疾病
此言善明
主頭痛
此言善力
主寒熱
此言善月
主腹滿
此言善現
主癰腫
此言善供
主癡狂
此言善捨
主愚癡一上26ウ
此言善寂
主嗔恚
此言善覺
主婬欲
此言善天
主邪鬼
此言善住
主傷亡
此言善福
主冢墓
此言善衍
主四方
此言善帝
主怨家
此言善王
主偷盜
此言善香
主債主
此言善施
主劫賊
此言善意
主疫毒一上27オ

四天上遣神 名彌栗頭羅婆那 此言善吉 主五瘟
 四天上遣神 名彌栗頭三鉢摩那 此言善山 主蜚尸
 四天上遣神 名彌栗頭三摩陀 此言善調 主二注連
 四天上遣神 名彌栗頭辰禘馱 此言善備 主注復
 四天上遣神 名彌栗頭波利陀 此言善哉 主相引
 四天上遣神 名彌栗頭波利那 此言善淨 主惡黨
 四天上遣神 名彌栗頭虔伽地 此言善品 主蠱毒
 四天上遣神 名彌栗頭毗栗馱 此言善語 主恐怖
 四天上遣神 名彌栗頭支陀那 此言善壽 主厄難
 四天上遣神 名彌栗頭伽林摩 此言善遊 主產乳
 四天上遣神 名彌栗頭阿留伽 此言善願 主縣官「上27ウ
 四天上遣神 名彌栗頭闍梨陀 此言善國 主口舌
 四天上遣神 名彌栗頭阿伽馱 此言善照 主憂惱
 四天上遣神 名彌栗頭阿阿婆 此言善言 主不安
 四天上遣神 名彌栗頭婆和邏 此言善主 主百怪
 四天上遣神 名彌栗頭周陀那 此言善音 主嫉妬
 四天上遣神 名彌栗頭章陀羅 此言善妙 主咒詛
 主厭禱
 佛梵志に告たまはく。是を三十六部神王と名づく。此もろくの善神。
 凡万億劫沙の鬼神有て。眷属となり。竊に代ぐもつて。三帰戒を受た
 る男子女人を守護す。三帰をうるものハ。此神の名を書て。身の中に
 「上28オ着て守とすべし。行來出入に恐なく。諸の邪悪なく。諸の不善
 を消滅すと云こ。

〔一〕 夫唐 魏周唐の三武ハ。三寶を破損じて終に現罰をかうぶり。本
 朝の守屋ハ。三寶を棄擲して。はたして誅戮せらる。聖徳太子の十七憲
 法に云。篤三寶を敬。三寶とハ佛法僧也。即四生の終帰。万國の極宗
 也。いづれの世。何の人か。此法を貴ざらん。人左悪なるハすくなし。
 能おしゆればこれに隨ふ。其三寶に帰せずんハ。何をもつてか枉をたゞ
 さんやとのたまへり。今や和朝に生れて。三寶に帰依せずんバ。唯佛意に
 叶ざる耳にあらず。抑又太子の制戒にそむく。はづべしおそれ「上28ウつ
 べし。而も三寶の理。元來我心にそなへながら。外の事におもひなし。
 むなしく月日を過さんハ。所謂藏の裏の金をしらず。衣の中の珠を辨ぬ
 なるべし。いかにやく。早無明の睡をさまし。煩惱の床を離給へ。命
 ハ草頭の露。日の外をまたずして消。かゝるあだなる世に。なにをか。め
 で思はんや。早誠の心より。三寶に帰依し奉らんこそねがはしけれ。と
 ても三帰を受とならば。有為のためにし給ふべからず。優婆塞戒經に。
 若人心正直すなほにして。慳貪ならず。慚愧の心ありて。欲少たれる
 事をしらば此人久しからずして。涅槃の身をえん。若種々の雜業を「上29オ
 なし。たとひ善争を作ども。來世に天に生じ。人に生れて。そのかはり
 にハ。有漏のたのしみをえんとおもふ心ハ。商人のものを商て。利を
 貪がごとし。衆生をあはれむ心なくんバ。三帰をえじと云。然らバ此三
 帰を受。持功德によつて。一切衆生と。同じくともに。極樂國土に往生
 し。佛道を成就せんと。願ずべし。夫阿彌陀經に云彼佛の國土にハ。
 微き風。諸のたからの行樹をよび寶の羅網をふき動かして。微妙の音を
 いだせること。たとへバ百千種の音楽の。同時にともにおこるがごとし。
 此声をきけるものハ。ミな自然に。念佛念法念僧の心を生ずといへり。
 かゝる不退の淨土だに。「上29ウ三寶を念ずる心をおこすぞかし。況や五濁

の穢玉にして。しばらくも三寶をはなるべけんや。又風といひ樹といひ。これ心なしといへども。自然と念三寶の心を。生ずることをすむ。いかにはんや。智慧ある人として。三皈依を讃嘆せざらんや。唯願ハ。不可思議三寶功德力をいて。ゆめくうたがひをなすべからず。智度論に云。佛法の大海にハ。信を能入とす。華嚴經に云。信ハ道の元功德の母といへり。心地觀經にとき給へる。人として手なくんバ。寶の山にいたるといへとも。つるに得る処なきがごとく。信の手なきものハ。三寶にあふといへども。又うるところなしといへり。かゝる御法を聞ながら。邪智をくす不信心の上30才輩ハ。又二三惡道にをち入て。無量の苦を受事かなしまざるべけんや

三歸章畢 上30ウ

附五辛

夫食五辛戒ハ。梵網經輕戒の第四なり。文に云。若佛子五辛を食することを得ざれ。大蒜と。葱と。薑と。蒜と。蘆薈と。興渠と。此の五種一切の食の中に食することを得ざれ。若故に食せば。輕垢罪を犯すといへり。興渠といへるハ。諸説たしかならず。或人の云。蘆薈のことなりと。按ずるに。蘆薈とハ。くれのおもと和訓す。又ハ阿魏なりといへり。師の説いまわみやう。かんがふる。今和名を考に。茴香をくれのおもと付たり。然れども。茴香にてハあるべからず。いかんとなれば楞伽經の參訂に。興渠の葉ハ。蔓菁のごとく。根ハ上31才蘿蔔にたり。生にても。ゆでゝも。くさきこと。蒜のごとし。于闐國よりいづるなり。この方になきゆへに。翻譯なしといへり。されば茴香とハ。葉も根も各別なり。又阿魏ハ蒜より。はなはだくさきものなれども。これ木のやにゝして。草にあらず。そのうへこゝ

にてハ。瘡の藥などにいるゝことハあれども。人の食するものにあらず。烏茶國の人ハ。常に食すと。應法師のいひ給ひしハ。風土のならハしにてやありけむ。所詮ハ唐にだになしといへば。本朝にもあるべからず。ある説に。大峯にありといへども。いまだ實否をしらず。まづハ五色にかぎるべからず一切くさき類をいむべし。五辛經にハ。上31ウ五辛合て二十五とあれば。五にハ限べからず。五辛經に云。むかし羅吉頭國に。長者あり。善徳となづく。ひとりの僧を請じて。飯をすゝめ。五辛の中のひとつを。僧にあたふ。僧食しおはつてさりぬ。毗首天告て云。汝不淨を食するゆへ。常に汝を守護し給へる。天神等。なんぢをすてゝ。さりぬと。その時かの僧おどろき。恒河にいたつて。口をすゝがんとす。河神ゆるさず。後林中にいたつて悔責。その過により。乃至猪の中に生ずること。干劫といへり。涅槃經にいはく。乃これ葱蒜薤を食せば。苦處に生ずるとき給へり。又楞伽經に。佛曰。大慧かく上32オのごときの葱蒜薤蒜ハ。臭けがらはしく。不淨にして。よく聖道をさへ。又世間人天の淨處をさふ。いかに況諸佛淨土の果報をや。酒もまたかくのごとしといへり。楞嚴經に云。この諸の衆生。三摩提をもとめんとならばまさに世間五種の辛菜とをたつべし。この五種の辛菜ハ。熟して食すれば。嬌欲をおこし。生を食すれば毒をます。かくのごときの世界の辛を食する人ハ。たとひよく十二部經をのべとくとも。十方の天仙。そのくさき穢を嫌て。ことごとく遠離し。もろくの餓鬼等。かの食のほとりによつて。其唇をねぶる。常に鬼と住すれば。福德日々に消上32ウ。ながく利益なし。これ五辛を食する人ハ。三摩地を修すとも。菩薩天仙十方の善神來て。守護せざれば。大方の魔王。その方便をえて。佛の身を現じ來て。ために法をとぎ。殺生の禁戒をそしり。淫欲嗔恚愚癡を讚嘆し。命をは

れば。自魔王の眷属となり。魔福をうくること。つきぬれば。無間獄にをつ。と阿難。菩提を修するものハ。永五辛をたつ。これをなづけ。第一増進修行の次第と名づくといへり。然るに今の人。或ハ誤て大乘修行の人ハ。かゝる瑣細の事に。かゝらずといへるハ。これなんといふことぞや。涅槃楞嚴。是極大乘の經にあらずや。上33オしかもこれをいましめ給へることかくのごとし。就中楞伽經ハ。達磨大師。西天より傳來し給ひ。普魔説をやぶり。直に心印を示す。一乗の頓教なり。而に五辛酒肉を制し給へること。はなはだ嚴し。梵網ハ夫菩薩の大乗戒にして。これをいましめ給へること。まへにするすがごとし。然則大乘を學せる人ハ。五辛酒肉を食するにかゝらずといはゞ。なんの顔あつてか。此經律に對せんや。吁痛哉。人の心ハ水のごとく。下にハ即ながれ。凡情ハ。太末蟲にたり。けがらはしきにハ集やすし。むべなりそれ。無上清淨菩提の求がたき事や。又善導大師の二云。上33ウ凡人臨終にをよびぬる時。酒肉五辛を用ひたらん人ハ。いかに親縁ありとも。家内二入べからず。若入たらんハ。必病人のほとりに。むかふべからず。天魔鬼神。その臭氣にたよりを得て。病人狂死して。三惡道に墮するがゆへにといへり。又淨土宗要に云。問有人の云。酒のめる。善知識もちゆべきや如何。答。酒のミたらん人をバ。ちかくにもよすべからず。况善知識せんをや。酒肉五辛ハこれ忌ところなり。食したらん人をバ。ちかくべからず。阿含に云。年來酒肉を犯せる人ハ。是最後臨終の時。顛倒し。悶絶して。正念ならず。其心ミだるといへり。問何故ぞ。酒肉五辛等を「上34オ制するや。答三世諸佛の經法に。酒肉五辛をバ。三寶近邊ニよすべからず。其香極めて悪香也。これに依て。病者最後の病筵の邊にハ。近付べからず。問難じて云。善導和尚の意。雜行を抛て。一向專修の弥

陀の名號唱る時。是萬法を多りすて。念佛の一法をとつて。多らびゑらんで。往生の法とす。これ阿彌陀佛の本願なるがゆへに。本願すでに大が中の大善なり。酒肉五辛の有為有漏少罪。ものにあらず。この弥陀の本願大善が。酒肉等の少罪に。全さへらるべからず。而に何善導。強にこれを制するや。答善導ハこれ淨土大乘の祖師。慈悲廣大にして。一切「上34ウ衆生をもらさず。皆淨土へ往生せしめんと思食。存生平生の時の念佛も。念々に三心を具せよとおしへたまふ。況や。最後臨終の念佛ハ。信心の上に。信心をはこび。深心の上に深心をかさねて。懇懃鄭重にをしへ給へるなり。凡夫のならひハ。苦痛なくして。安穩なる平生の時すら。なを直心深心を思出すことかたし。妄念失念なり。況臨終の時。やまひかさなり。其力よわくして。正心正念をこしがたしたもちがたし。凡夫の死する時ハ。第六天の魔王。數萬の魔民をつかはして。惡道さまへ墮と。これをなやます。魔業のならひとして。短をうかゞひ命をうばふ時。惡「上35オ縁が出来よと守る。惡縁なきときハ。短をうかゞひえず。命をうばはず。これに依て。酒肉五辛とハ。惡縁也。魔業たよりをう。たよりをうれば。短をうかゞひ。命をうばへるといへり。淨土門に。五辛酒肉をきらへなく全文を引。但し臨終と尋常と口説ことなりといへども。所謂平生臨終臨終平生の心ならバ。なんぞ平生ハくるしからじといはんや。ことに死の縁無量なれば。はからずいかなる死をかせん。されば。臨終のミを。ひとへにたのミとすべからず。かねて平生の用心こそ辨要ならぬ。善導大師の二云。佛のまてしめ給へるものハ。即すてよ。佛の行ぜしめ給へることハ。すなはち行ぜよ。佛のさらしめ給へるところハ。即され。これを佛のおしへにしが。佛の意にしたがふと名づけ。これを佛願に隨順すと名づけ。これを眞の佛弟子と名づくといへり。されば五辛酒肉ハ。諸佛ふかくこれをきらひ給へり。なんぞしりぞけてざらんや。五辛報應。經に云。肉韮辛を食して。經論を讀誦する事をえず。科をうるといへり。もしやまひありて。食せずしてかなはざれば。伽藍の外。白衣の家にならば。四十九日すきて。香湯をもつて。身「上35ウをあらひをはりて。しかうして後に。經論を讀誦することをゆるすといへり。在家僧し。又僧祇律。十誦律。五分律等にハ。病僧の五辛ならでハ。やま

ひ治しがたきに蒜を服すること。七日をゆるすといへり。そのうちハ。かたハらの庵などのうちにこもり。餘の僧の床にふすことをせず。一所に大小便することを得ず。講堂のあたりへもいづべからず。又ハ齋にゆくことを得ず。僧とともに食することを得ざれ。佛を禮するとも。ちかづきよるべからず。風下より。はるかに禮拜すべし。七日満じをはらば。行水して。衆に入べし。法苑珠林に云。出家の常に戒律「上36才清淨なるだに。その法かくのごとし。いはんやけがれの凡俗つゝしまざらんや又二云。もし殺生戒をうけたるものハ。乃至もろくの肉五辛等を食すべからずといへり也。眞實理に達して慈悲心あらば。なんぞ其肉を食するにしのびんや。又夫戒を守るほどの清淨の優婆塞ならばなんぞこのんいはんや五戒を持。三寶に歸依するもの。魔縁の媒をなし。で不淨を食せんや。餓鬼の器とならんや。一旦の味に着して。未來永々のあやまりをひくことなかれ。こゝにをいて附録しぬ。」上36ウ終

〔白丁〕上裏表紙見返

「上裏表紙

〔二〕懺悔通用 翻刻①

※

〔題簽別離逸失〕表表紙

〔白丁〕表表紙見返

懺悔通用序 全

「扉

〔白丁〕扉見返

懺悔通用序

恭 惟 本願 經 云閻浮提の衆生は足をあけ念を動するもこれ罪に
 ならずといふ事なしと誠 乎 三毒内にうごき六塵外をおかす煩惱の雲厚
 業障の山高し 故に諸佛これを愍念して懺悔の法をたて給ふ正に是罪を滅
 し功德を生ずるの要法なりこれを信じてこれを行はばたとへば松風の雲を
 払て月 朗に水の濁をなからして砂 明なるがことくならんあに是を修せ
 ざらんや曾懺悔によつて罪障を滅し幽にしてハ三途の業因をぬき顯にし
 てハ短命の相を轉じ福を得て禍をまぬかる昔 梁皇は慈悲懺を修して夫
 人の蛇身をたすけ「序01オ孫皓は礼懺によつて金像の罪をのがる異域本朝其
 例少からす是を以て古より和漢の高僧碩学世々懺悔の法を撰ず而或は
 祥なれども漢字にして俗にたよりあらず又ハ和字なりといへども略に

してそなはず或ハ一宗に局て廣く他門に用ひず是を以て不肖僭上過分の罪をかへりみず謹て經文祖教に隨て和語につづりもつて自誠とし又竊に同志の者ともしして時に披陳し往々に禮懺最君子の耳にふれ大賢の目に入ん事をはぢはざるといへども然れとも佛恩を報じ法を廣め利をともしせんとする心大小品異なれとも芹を献ずるこゝろざしなきにしもあらず若輾轉して流布に序01ウ屬せは豈幸にして亦よろこばしからざらんや冀は撰者の不徳なるを以て取にたらずとする事なかれ所謂君子ハ人をもつて言をすて況や是佛祖の教をのぶるなり予が臆論にあらず又和語にして父の鄙俚なるをもつていやしとしてかろんずる事なかれいさをゆつて金を得るのたとへおもひつへし況又吾金仙氏の道文字のあいだにあらざるをや謹序

貞享初元歲次子甲子僧自恣日

妙幢淨惠稽首百拜述 序02オ (白丁) 序02ウ

凡例

- 一 凡禮懺せんとほつせば先佛殿を掃除し分に應して莊嚴供養して香花瀉水をけんし其身を清め衣服をあらため或ハ持齋精進して信心うやまの心を専にすべし
- 一 まつ毎月十五日と晦日とに修すべし若事繁き人ハ日を定むるに及ばず又月に両度にかぎるべからず數く是を修すべし
- 一 凡懺悔の文よむ時は胡跪合掌すべし
- 一 佛名は至心に一拜づくすべし散念にあらず
- 一 至誠心深心恭敬心を第一とすべし 凡例オ
- 一 仏名ハ專悟達國師の水懺法に列ぬるところをもちゆ

一 懺悔の文ハ大都梁皇懺ならびに水懺の語を翻し用ゆ其外經論の要文を和らげ是を證とすあえて私の意を以て是をほしるまゝにせず 凡例ウ

懺悔通用

夫 以 人の命のとゞまらざる事ハ流るゝ水よりもすみやかに老少の無常なることは風の前の灯よりもあやうし朝に紅顔あつて世路にほこれども暮には白骨となつて郊原に朽ぬ誰か是をのがるゝものあらんや從者多しといへども生死の路にはしたがはず妻子ありといへとも黄泉の旅にハ伴ふことなし冥路杳々として業に隨て昇沉す故に經に云妻子珍寶及王位臨命終の時身に隨はず戒及施不放逸今世後世に伴侶となると某等偶く受がたき人身をうけあいがたき如來の遺教にあいたてまつるといへども内には邪正を辨る智慧 01オなく外には善悪をたゞす友まれなり煩惱の煙胸を薰じ罪障の雲恵をおほふ隨縁の波滔々として真如の月昏たり日夜つくれる所の罪しらずいくばくぞや嗚呼悲哉輪廻のきづなきれがたく永三途の苦をうけん事をいかんがせん然るに今日幸に此善縁によつて恭敬心至誠心を以て十方の三寶を請したてまつり無始より以來つくる處の罪業發露懺悔したてまつる 某等今この勝業を修する事誠に希有の良縁也 所謂闇夜に灯を得たるがごとく渡りに舟を得たるがごとく歡喜無量といひつへし先煩惱繫縛の凡夫懺悔の力にあらずんバ出離するによしなからん 01ウ懺悔の力不可思議なり彼阿闍世王の大逆なるも懺悔の力によつて是を轉ぜり 某等各大勇猛心を起し五昧を地に投じて十方三寶を請じたてまつり等一痛切に發露懺悔したてまつる

南無十方盡虛空界三世一切諸佛 各一拜

南無十方盡虛空界三世一切尊法 各一拜

南無十方盡虛空界三世一切賢聖僧

已に十方の三方を請じたてまつり皈命敬禮し了ぬ某等今日懺悔するゆゑんハ無始より以來罪障無量無邊にして六道に輪廻するいハ貪慾嗔恚愚痴の三業によつて一切の罪を作り或ハ眼耳鼻舌身意の六根に⁰²オよつて一切のたがをおこす乃至十惡より八萬四千の塵勞門をひらく蚕のまゆをつくるがごとく煩惱の縛を出かたし魚のつり針をのむにいたり愛慾の糸きゝ事なし是を以諸佛菩薩衆生を哀給ふ故に種この方便をまうけて三界を出離せしむ中にも罪を滅して善種を長し禍を轉じて功德を生ずるハ懺悔の法才一なり夫懺悔せんと欲せば七種の心をおこすべし何等をか七種とす一つにハ慚愧心二つにハ恐怖心三つにハ厭離心四つには發菩提心五つにハ怨親平等心六つにハ念佛感恩心七つには觀罪性空心是也先才一慚愧心とハはぢはづるなり何をかはつるとなれば佛と我等と⁰²ウ本ハ同じく是凡夫なり然に世尊は無量劫に早く菩提心を起して正覺を成じ人天の師となり給ふ我等ハ塵沙劫より以來六塵の境にまよひ三業をほしいまゝにして苦しみよりくるしみにしづみくらきよりくらきに入三界に流轉してながく生死を出る事あたはずこれまことにはづへきのはなハだしきなり才二に恐怖心とはおそれおそるゝなり何をかおそれ何をかおそるゝとなれば我等今既に身口意の罪業日夜にたゆることなし命終らばバ決定惡趣に墮て無量のくるしみを受永く出離の期なかるべしかくのごときハおそるべきのはなはだしき也才三に厭離心とはいとひはなるゝなり何をかいとひ⁰³オ何をかはなるゝとなれば夫人の一身を觀するに四大かりにかたちをなすいはむや三十六の不淨の身にぐそくせりなんぞかくのごとき虚切不淨の身を以て人我が相をおこし愛着の網にかゝつて種この罪をつくれるや凡人の罪をつくれるハ身を愛するによつて也見すや生老病死死た

どころにいたり怨憎會苦愛別離苦かはるゝおかす事を經に云一切有為の法ハ夢 幻 泡 影 の こと 露 の こと 亦 電 の こと しかくのごとき觀をなすべしと一度人身をうしなひぬれば万劫にもかへらずさかんなる色とゞまらざる事はしる馬のごとしと驚べし恐るべしいかぞ放逸にして光陰をすごさんやたとひ金殿玉楼に居を⁰³ウやすむし綾羅錦繡に身をかざるといふとも無常の殺鬼ハ是をゆるさじ七珍万寶翠黛紅顏の樂もかきりあれバ夢のごとしこゝに何の樂かある然バすみやかに厭離の心をおこして淨土を欣求せさらんや才四に發菩提心とは是即菩提心を起すべしと何をか菩提心となつていはゆる人天の果をねがはず一心に佛の教に信順して早く道を成し一切しゆぜうをすくはんと思ふ大慈悲心是なり夫菩提心の功德ハ無量なり華嚴經に云菩提心によつて一切菩薩の行を出生す三世の如來も菩提心より出生し給ふとこゝをもつて菩提心を發して修するところの一切の善根修行はたとへバ良田を⁰⁴オおさめて種をまくがごとし無上の妙果むなしからず菩提心なくしてハ善根修行多は有為の果報となれりこゝをもつて發菩提心を根本とす才五に怨親平等とは佛ハ無縁の慈悲をもつて心とし給ふ衆生ハ人我が相に著するゆへにうらみ有をは是をにくみしたし有にハ愛着す愛をもつて平等ならず平等ならざるをもつて慈悲心あまねからずかるがゆへに人をうらみ人の恨をうけたがひに怨結の心を生ず梵網經に云六道の衆生ハ皆是我父母なりと生と世と親となり子となれども凡夫のゆへに是をしらす恨をかまへあたをむすびて鬭爭食噉するにいたる悲哉 傷哉經に説ところのごときハいつれをあたとしいつれをかけたし⁰⁴ウとせんたゞ平等の慈悲心に住して一切衆生を濟度せんとおもふべきなり第六に念佛感恩心とは如來往昔無量劫の中に我等をすくはん為のゆへに難行苦行し給ふされバ一切衆

生ハ猶し一子のごとしとのたまへり是を以て是を思ふに佛ハ我等が為に
 は眞の父母なり夫父母二世の恩すらは是を報ずることかたし況世尊ハ累劫
 の間衆生の苦にかはり給ふ某等今日此懺悔を修する事も是又如來遺
 教の厚恩也故に法花經に云兩の肩に仏をのせ奉りて恒砂劫の間心をつ
 くして恭敬し一切の珍寶を供養すとも佛の恩を報ることあたハじと然ら
 はなにをもつてか是を報ぜんたゞ如來のおしへに隨て有為の厭離して一
 心」05オに菩提を求勇猛精進に法のために身命をおしまず勤て三寶を建
 立しひろく善縁を衆生にむすび同じく正覚を取んと願ふ是仏恩を報ずる
 志也才七に觀罪性空心とは經中に説処を案るにいはく夫罪ハ自性なし
 内にもあらず外にもあらず中間にもあらず本是空也因縁より生じ顛倒によ
 つてあり既に因縁より生ず又因縁によつて滅す因縁より生るとハ惡縁にあ
 ひあしき友にひかれて六塵の境に迷ひ三業をほしひまゝにして日夜罪をつ
 くる是なり因縁により滅すとは善友のおしへに隨て三寶をうやまい諸こ
 の善根を修し乃至今日懺悔の因縁によつて」05ウ煩惱の垢を清め諸漏の塵を
 払ふこれなり今日各相ともに諸佛のおしへに隨て七種の願を起せり然と
 も某等量狭心劣にして智力弱く疑慮多ししるてかくのとききの大心
 を起こすといへども孤舟をたゞよハして大海にうかふがごとし彼岸にいた
 らん事をよるこぶといへともおそれをいだいてやすからず仰願ハ佛力法力
 諸仏菩薩力聖力を以て某等が今の鄙悞を憐て法水を轍魚にそゝぎ慈雲を
 籠鳥に得せしめ給ひ無始より以來所作の罪障即疾に除滅し七種の善心増
 上堅固に菩提の願行永く退轉せさらん事を某等相ともに慚愧發露して至
 心に五軀を地に投じて一念に無量の罪を滅し一拜に十方の佛を感じしめ

「06オたてまつる

(ふじたに あつお 四天王寺大学)

(おおくぼ みれい 横浜女子短期大学図書館)

(せきぐち しずお 本学名誉教授)